

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【46】

2. 日時：令和3年12月23日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他6名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁ナカムラです。それでは、島根 2 号機設工認に関するヒアリング開始したいと思いますのでご説明よろしく申し上げます。
0:00:15	中国電力の高取でございます。本日施設個別説明書の計測装置の構造に関する声明事情並びに継続会員及び恵三動作範囲に関する説明書のご説明ということでよろしく願いいたします。
0:00:30	これ本日のご説明ですけれども、12 月 7 日に実施させていただきました設工認の主な説明事項の審査会合におきまして、設置許可からの変更内容ということで、
0:00:42	ドライウェル水位計の設置高さ変更、それから格納容器酸素濃度の B 系、水素濃度の B 系の継続範囲の変更というのを挙げさせていただいておりますけれども。
0:00:52	その内容のご説明を含んだものになりますのでよろしく願いいたします。
0:00:57	それではそれから本日は安全保険以外の計装計器関係のところの説明ということで御説明予定でございます。
0:01:06	それでは説明者の方から提出資料の確認と、ちょっと本日のヒアリングの進め方のご相談をさせていただきたいと思っております。
0:01:17	はい。中国電力の木本です。それではまず、資料の確認からさせていただきます。本日の資料は四つ、
0:01:25	テープ等でいただいております、すべて 12 月 11 日提出になっております。
0:01:31	一つ目が、根津 2-ほか-023。
0:01:35	二つ目が熱 2.1。
0:01:38	-51
0:01:39	三つ目が NS2-添 1-051 学校費。
0:01:45	四つ目が、ねずみ-法-009 回 03 の四つになっております。お手元資料おそろいでしょうか。
0:01:53	はい。規制庁仲間です。大丈夫です。
0:01:57	はい、ありがとうございます。それでは早速説明の方に入らせていただきます。本日は主に 2002-1-051 括弧日の比較表と、
0:02:09	009 階 03 の補足説明資料を用いて説明させていただきます。
0:02:15	先ほど高取の方からもありましたけれども本日の説明者の中で、安全保護系関係の資料も含まれておりますけれどもこれについては次回、
0:02:25	以降の方に説明を回させていただきたいと考えております。
0:02:30	今回に関しては景気関係の説明ということになりますけれども、大きく、こちらにも二つのパートに分かれておりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	前半と後半に説明を分けて説明させていただきたいと考えております。
0:02:44	前半の方で、重大事故等対処設備の計測装置の構成の方を説明させていただきまして、後半の方で計測範囲と。
0:02:55	あとは計測装置の記録保存について説明をさせていただくことで考えております。
0:03:03	資料の方、NS2.1051 日の比較表の当初の 2 ページの方に目次がありますけれども、
0:03:13	主に 3 ポツ 1、
0:03:15	計測装置の構成の方を前半で説明させていただいて、その後、こちらに関係する補足説明資料の方を説明させていただきます。
0:03:26	その段階で一度質疑のほうを受けさせていただいて、その質疑終了次第後半の方に移って、3 ポツ 2 棟、4 ポツの説明資料の説明と、
0:03:39	それに関連する補足説明資料及びその質疑応答という形でせ、説明をさせていただきたいと思っておりますけれどもそのような進め方でよろしかったでしょうか。
0:03:51	規制庁仲野です。はい。大丈夫ですよろしく申し上げます。
0:03:56	はい、ありがとうございます。それでは、中身の方の説明に移らせていただきたいと思います。
0:04:03	それでは、資料番号NS2 件 105 維持費の方で通し番号。
0:04:09	4 ページの方から、
0:04:12	図面の方を変えさせていただきます。
0:04:15	まず、説明書の方ですけれども、1 ポツと 2 ポツのほうに、概要等基本設計方針のほうを記載しております。こちらについては 3 ポツ以降の方で、
0:04:27	先行との相違も含めまして詳細説明する予定となっておりますので、割愛をさせていただきたいと考えておりますので、記載の適正化箇所のみ抜粋して説明させていただきます。
0:04:41	申し訳ございません。ちょっと説明が漏れていましたけれども、本日の資料NS 2 他 023 の方で記載の適正化箇所の方を提出しております。
0:04:51	こちらの適正化箇所につきましては、説明の中で適宜説明をさせていただくことで考えておりますので、ご理解ください。
0:05:00	なおですね、こちらの適正化箇所のうち、
0:05:04	アについては提出日、12 月 17 日となっておりますので昨日、第 2 回補正の方を提出させていただいておりますが、基本的には第一課第 1 回補正からの、
0:05:16	適正化の内容の方を、こちらの方リストにしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	なおですねNo.7の方に、
0:05:27	下の所の、格納容器酸素濃度水素濃度の計測レンジ等の適正化について書いておりますが、
0:05:34	こちらのうち、計測レンジの方、05%から0。
0:05:40	10%20%の方の数値の変更につきましては昨日ご提出させていただいております。第2回補正申請の中で、要目表等に関係するということで数字の部分については、
0:05:54	昨日の資料の中でも反映をしております。
0:05:57	その他の部分につきましては第2回補正。
0:06:00	からの変更の部分となりますのでその部分についてはご理解をいただければと思います。
0:06:07	それでは、申し訳ございません説明の方に移らせていただきます。
0:06:14	通し番号で、
0:06:20	申し訳ございません。比較表の方の通しのページ番号で4ページの方。
0:06:25	をご覧ください。こちらの方に記載の適正化箇所が2ヶ所ございます。
0:06:31	どちらも同様の内容になっておりましてこちらの方は、
0:06:36	CAMSのNレンジの変更というところを今回実施しますけれども、こちらは設計基準設備としての計測範囲にも当たりますので、
0:06:46	センコーさんについては、当該の記載ないですけれども、当社としましては、 昆。
0:06:53	甲斐の設計基準の変更というところで、当該の記載というところを適正化で、
0:06:58	追加しております。
0:07:00	続きまして、通し番号の8ページの方に移ってください。
0:07:07	8ページの方、こちらの方にも記載の適正化の箇所が2ヶ所ほどございます。
0:07:12	こちらについては、本店と、並びにの位置関係を安泰にしたという単純なる適正化になっております。
0:07:22	適正化前はセンコーさんと同様な記載と。
0:07:27	しておりましたが、記載内容的には並列の内容となっておりますので、こちらについては適正化させていただいているというものになります。
0:07:39	では続きまして通しの11ページの方に、
0:07:44	移っていただき、
0:07:47	通しの11ページから、3ポツ1の計測装置の構成の説明に入って参ります。
0:07:54	こちらの方、全体的な資料構成の方まず最初にご説明いたしますと、
0:07:59	法人の11ページの中性子原料費計算の方を見ながらお聞きいただければと思いますが、まず一番最初の文章の部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	こちらについてはSA設備としての指示、または表示、記録機能の方について文章で記載をしております。
0:08:17	その下、概略合成ず、
0:08:20	記載しておりますがこちらについては、文章の内容に加えて、設計基準の方の指示、記録機能及び工認に関係する制御や警報がある検出器のものについてはそれらも含めて全体的な構成のほうを記載しております。
0:08:38	その下、構造図の方ですけれどもこちらの方には、検出器の外径と個数のほうを記載させていただいております。
0:08:47	構成図の方は、比較表で言いますとちょっと小さいものになりますので適宜です。ね説明書の本体の方もご参照いただきながら内容を確認いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
0:09:03	またですね、ケイソクループ。
0:09:05	の方も構成概略構成図の方に、図示しておりますけれども、こちらの方は同じ検出器の種類であっても、
0:09:14	各プラントの中央制御室の設計等の相違によっては全く同じものになるということはありませんので、
0:09:21	全体的にこの資料を通じましてシステム構成の相違ということで相違を記載させていただいております。
0:09:30	本質的には相違がないというふうに考えられるものについては、
0:09:34	逐一説明してみますとちょっと時間的な都合もございますので割愛させていただきたいかなと考えております。
0:09:42	今回の説明としましては先行審査のプラントと考え方や、機能的な相違というものがあるものについてピックアップしてご説明することで考えておりますのでよろしくお願いいたします。
0:09:56	それでは、個別の計測装置の混線の説明の方に移らせていただきます。
0:10:02	まず、41 ページの 3 ポツ 1 ポツ 1、起動領域計装。
0:10:07	9 装置及び出力領域継続装置についてですが、こちらについては、備考欄一つ目の沿いにありますけれども、
0:10:15	軌道領域の計測装置が 2 種類あるという点でセンコーさんと異なっておりまして、センコーさんとの比較の方は、次の 12 ページの方に記載をしております。
0:10:28	2 種類か 1 種類かというところの相違のみで基本的に検出器の構造等、また、構成等については大きな相違というところはございません。
0:10:39	のでその他の部分については細かい説明というところは割愛させていただきます。
0:10:46	続きまして、14 ページの方に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	移ります。こちらの方から、3 ポツ 15 次の、原子炉圧力容器内の入口または出口の、
0:11:00	原子炉冷却材の圧力温度または流量を継続する装置となります。
0:11:06	まず、通しの 14 ページの景気につきましては、
0:11:10	トーカイさんの方記載ありますけれども、島根としましては 3 ポツ 1 ポツ 9。
0:11:16	の、その他、重大事故等対処設備の継続装置というところに記載をして、原子炉圧力容器温度括弧SAというものを分類しております。
0:11:27	その理由としましては、当該項目に対して当該の計測パラメータは、原子炉冷却材の温度と、有無には当たらず、基本的に圧力容器表面の温度をはかっておりまして冷却材の温度に当たらないと。
0:11:41	いうふうに分類しておりますので 3 ポツ 1 ポツ 9 のほうに記載をしているものと、
0:11:48	なります。
0:11:51	続きまして、15 ページ。
0:11:55	の方に移っていただきましてこちらの検出器につきましても、センコーさん。
0:12:01	と、記載位置の相違がございます。島根 2 としましては代替パラメーターの方に位置付けておりますのでこちらも参考図 159 の方に分類して記載しております。
0:12:14	続いて 16 ページの方に移ります。
0:12:18	こちらの 16 ページから、この後の 19 ページ。
0:12:22	にかけましては、基本的に記載箇所の相違であるとか、あとは、ECCS系の構成の相違、具体的に言いますと、高圧炉心注水計画は通信スプレー系かというところであったり低圧炉心スプレイ系と、
0:12:36	いうものがABWRとBWRで違うというところの相違による記載の相違のみになりますので装置的には本質的に相違がないと。
0:12:45	いうところで 19 ページまでは、鳥羽、割愛させていただきたいと思います。
0:12:51	ですので 20 ページの方にページの方を進めていただきまして、
0:12:56	20 ページの方ですね、こちらの方も島根 2 としましては、記載しておりませんが、
0:13:03	島根 2 としましては、
0:13:06	超音波式の流量検出器、
0:13:10	代替注水量括弧常設後程出て参りますけれどもそちらの方で継続をします。
0:13:15	いうことになっておりますので、東海さんが記載されているような計測装置に該当する設備はないと。
0:13:21	いうところで比較表の方はブランクという形になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:27	次のページの 21 ページから 23 ページというところにつきましては記載箇所の相違ですので、飛ばしまして通しの 24 ページの方に、
0:13:38	ページを進めて、
0:13:42	参ります。
0:13:44	24 ページの方、こちらの方も島根 2 号のほう、記載をしておりませんが、
0:13:50	島根 2 号としましては、甲斐及び柏崎の 7 号と、
0:13:56	比べまして残留熱代替除去系の構成機器の順序が異なっていると。
0:14:02	いうところで柏崎 7 号の方は、27 ページの方に、
0:14:07	トーカイさんの継続に該当するようなケースがあるんですけども、島根 2 号機としましては同様の目的を果たすための継続と。
0:14:16	いうところが、備考欄の方に記載しておりますサプレッションプール水温度括弧 SA。
0:14:23	と。
0:14:24	残留熱除去系熱交換器出口温度というこの二つの別のパラメーターで継続をしているというところで該当する設備がないと。
0:14:32	いうことになりますので、当社の部分につきましては空白とさせていただきます。
0:14:42	続きまして 25 ページの方。
0:14:45	に移ります。こちらの方、残留熱除去系の熱交換器の入口温度と、
0:14:53	なりますけれども、一つ目の設備の相違の後半の部分。
0:14:58	について、
0:15:00	記載の方針の相違といったところで
0:15:05	設計基準対象施設に関係者記載として島根 2 号機の記載としては RFS、中央制御室外原子炉停止装置の方を記載しております。
0:15:16	東海第 2 さんの方はですね全体的に資料構成として当該の RSS に関連する記載というところがありませんので、こちらの方は記載方針の相違と、
0:15:27	いうふうにさせていただきます、柏崎のなう
0:15:30	お坊さんの方は、
0:15:33	記載自体はあるんですけども、当該のパラメータについて記載がないというところで設備の相違というふうにそれぞれ相違を分けて記載させていただきます。
0:15:46	柴崎 7 号さんとの礼節の対象設備というところの比較の部分につきましては、別の説明資料になりますけれども、6-1-5-3。
0:15:57	制御方法の説明書と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:59	いうもので比較をお示しております、こちらの資料につきましては、11月10日に提出させていただいて、11月18日に第1回のヒアリングというところを受けさせていただいている対象の説明書になります。
0:16:18	またですね、備考の方に書いているような先行との相違ではないんですけども、概略構成図と、元主義の構造図の方。
0:16:29	こちらの方に、演算装置、映画の分類が異なるというところで検出器をそれぞれ二つ、記載をしてループの方もそれぞれの継続ループの方を記載させていただいております。
0:16:43	具体的には、図3-11の方を見ていただきますと、演壇装置が片側重大事故等対処設備。
0:16:53	片方は設計基準対処設備、施設及び重大事故等対象セツ設備というところで分類が異なりますのでそれぞれを書き分けて記載しております。
0:17:05	こちらの方、設置許可申請の時の58条の補足ではですね、両方とも共通的に演算措置一つのもので代表している鵜飼ておりましたが、工認審査の説明書においては実際の構成に合わせて、
0:17:20	記載のほう適正化し許可の敷設の時点からの適正化というものを図ったものになっております。
0:17:28	続きまして26ページから33ページの部分は、記載箇所の相違及びRFSの構成の相違等によるものでここまで説明。
0:17:40	させていただいている内容と重複する部分になりますので、本質的に相違もなく、割愛をさせていただきたいと。
0:17:50	ですので34ページの方にページの方を進めて、
0:17:54	いただきまして、こちらの方、
0:17:57	代替注水流量の括弧常設というものになりますが、
0:18:02	ここですね、備考欄、一番上の行のところに新設計器という記載をしております。
0:18:09	今回の申請においてですね新設している計測装置については、その他の計器も含めまして備考欄の方に新設計器という識別承継を入れて、
0:18:20	先行との相違ではあります。ありませんけれども、
0:18:23	識別できるような記載というふうにしております。
0:18:28	全厚との相違点ですが、備考欄二つ目の設備の相違のところをご覧ください。
0:18:36	こちらの方、島根としては代替注水量括弧常設の検出器について超音波式の流量計というものを設置することで考えております。
0:18:46	超音波式流量計の検出器と、
0:18:49	につきましては、センコーさん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	の方で、当間異なる検出方式というところですので後程、保守の方に細かい説明を入れてますので、原理等について詳細を説明させていただきたいと。
0:19:03	いうふうに考えております。
0:19:07	またですね、設備の相違の中で柏崎 7 号との相違というところで、
0:19:15	低圧代替注水の常設、可搬型及び残留熱代替除去系 20 の流量計を設置すると記載しておりますけれども、系統構成の違いの部分で、島根 2 号としましては、
0:19:29	使用する注水ラインごとに、使用する流量計というものを異なっている構成にしておりますので、
0:19:35	島根 2 号としての原子炉に対する注水量というところは、
0:19:41	ここから 39 ページに記載している計器までの計 4 種類、6 台。
0:19:47	で、継続する予定というふうになっております。計画となっております。
0:19:53	SA 設備の対象としている注水の設備または注水の方法というところに構成の相違はありますけれども実績本質的に相違はないというところで、
0:20:07	この部分の今回説明については割愛させていただきたいと思っております。
0:20:13	なおですねこの中の計器のうち 38 ページの方に、可搬の代替注水の流量計。
0:20:22	筐体起用と。
0:20:25	パナメータの名称として低圧原子炉代替注水流量、括弧業態生きようと。
0:20:31	しております検出器がございます。
0:20:33	こちらの方は、
0:20:35	差圧式。
0:20:37	を使用する流量計になりますので、こちらの方は低流量を計測するための、継続機としてこちらの方を設置しておりますので、その前のページの流量計等個別に筐体生きようと。
0:20:51	いうものを記載しているものになります。
0:20:56	続きまして、40 ページの方、3 ポツ 1 ポツ 3。
0:21:02	原子炉圧力容器本体内の圧力または水位を継続する工事の方に移ります。
0:21:10	こちらの方、先行との相違以外とせず、図 3-33 と図 3-34。
0:21:19	のところに、適正化のマーキングをさせていただいております。
0:21:25	こちらの方は、補正、第 1 回の補正のタイミングの時には、もともとですね指示計を、
0:21:34	申し訳ございません。とに二つ、今回の原子炉圧力計設置するんですけどもこちらの方が、SA 用の指示計を持つものと、B 県 SA の位置付けを持つもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	二つを分けて記載していたものになりますが、今回設計統一の観点から、こちらにもSAの知事形で、
0:21:57	勧奨するということに変更をしましたので、そちらの記載を適正化しております。
0:22:04	具体的に申しますと図 3-33 の右上に記載しておりますC系が、現在、重大事故等対処設備と、
0:22:13	いうものを、その下にデービーの試験もございしますが、そのさらに上にですね、設計基準対象施設及び、重大事故等対処設備のもう一つ指示計が、
0:22:23	第 1 回補正の際には記載をしておりましたがそちらの方を削除して、
0:22:29	二つの検出器どちらも、SAの強い形で干渉すると。
0:22:32	というような記載の変更をしております。
0:22:36	図 3-34 につきましても、3-33 と同じような、図示をしておりますので、そちらの図示の変更というところを行っております。
0:22:50	また、当該の検出器の備考欄の方、一つ目と、あとは二つ目の下段の方柏崎 7 号機。
0:22:58	この相違になりますけれども、
0:23:01	柏崎 7 号機で記載している支持記録以外のものが柏崎直樹さん、記載をされております。
0:23:10	SAに使用しない、
0:23:13	記載をされておりますが、
0:23:18	前交付さんの方ではですね監視用の譴責と指示記録以外の用途の両方に当該の検出器が使われているということですが、島根 2 号機では、
0:23:31	別々の検出器を割り当てていると。
0:23:34	いうものですので、こちらの方の記載については、島根 2 号機にはないという形になります。
0:23:43	同様に、別々の検出器を割り当てているものとしまして、41 ページの方の原子炉圧力括弧SA。
0:23:52	42 ページの原子炉水位広帯域。
0:23:57	が、センコーさんの方で指示記録以外の記載が、
0:24:02	あるものについて島根 2 号については記載をしていないというところで層位を同様に、記載しているものがございます。
0:24:10	観賞の検出器と、指示記録以外の用途というものの検出器の使い分けというところについては後程、補足説明資料の方で、
0:24:20	原子炉水位の説明とあわせて、細かく説明をさせていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:30	引き続きまして 40。
0:24:32	4 ページ。
0:24:35	の方の、原子炉水位括弧SAの方の説明に移ります。
0:24:43	全厚さんの方はですね、次のページ、東海第 2 になりますけれども次のページにも同じように原子炉水位がございまして、
0:24:53	設置している検出器の、
0:24:55	継続範囲というところに相違がございまして。
0:25:00	備考欄の相違点の一つ目の設備の総意として記載してる部分になります。
0:25:07	実際同じ継続範囲、原子炉水位の広帯域等原子炉制御燃料域の範囲を継続しているという点においては、基本的に相違はなく、
0:25:18	それをどのように分割しているかという部分相違になりますので、
0:25:23	基本的な監視性というについて大きな相違はないというふうに考えております。
0:25:34	続きまして、46 ページの方。
0:25:39	ここから 3 ポツ 1 ポツ 4 の、
0:25:42	原子力の容器本体内の圧力温度、酸素ガス濃度、あとは水素ガス濃度を継続する装置の方を記載しております。
0:25:53	46 ページ 47 ページにつきましてPCV内の圧力を計測するものになりますがこちらについては先行との大きな差異というものはございません。
0:26:07	また、49 ページの方、
0:26:10	50 ページの方にドライウェルの温度と、ペDESTALの温度のほうを記載しておりますけれども、こちらの方も、基本的に名称のつけ方の違いと、
0:26:21	いうところのみで実質的に、相違はないというものになります。
0:26:31	続きまして 51 ページの方になります。こちら、ペDESTAL水温度計画案フェスタ薄井温度括弧SAになりますけれども、
0:26:41	こちらの方、最初目の総意でトーカイさんの方は 3 ポツ 1 ポツ 4 の(8)の方に同様の計測装置の方を記載されておまして、そちらの方との相違と、
0:26:54	いうところで、二つ目の設備の層になりますけれども、島根としましては熱電対式の温度計を設置する予定となっております。
0:27:05	この商品の理由としましては、島根 2 号機としましては温度計測以外の用途には使用しない予定となっておりますので、
0:27:14	全厚さんのような検出方式ではなく、熱電対による継続で問題ないというふうに考えております。
0:27:25	それでは、52 ページ 3 ページは飛ばしまして 54 ページの、
0:27:32	酸素濃度計格納容器酸素濃度括弧B系。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:37	の方に説明を移ります。
0:27:40	ここから 63 ページのところまでが、PCV内の酸素水素濃度の継続について記載をしているものです。
0:27:51	全体的な、
0:27:52	総意としまして、
0:27:54	既設を利用します格納容器酸素濃度、水素濃度のB系については、柏崎 753 と同様、
0:28:03	新設になります格納容器の酸素濃度水素濃度確保SAにつきましては、トーカイさんと同様のシステムの継続方式というものをこの二つのシステム方式のもので
0:28:17	2 種類の計測をしているという部分が先行さんとの大きな相違というところでそれに類する、備考欄の記載しております。
0:28:27	島野 2 号機で使用する計測システムにつきましては補足説明資料の方に、原理等をまとめて記載しておりますので、後程ご説明させ
0:28:37	ていただいていたかと思っております。
0:28:40	なお、60 ページの方、
0:28:45	当社の格納容器水素濃度括弧SAのところの記載になりますが、
0:28:51	備考の三つの三つ目。
0:28:53	一つ目ですね、の方の総意の内容になりますけれども、柏崎 7 号機さんの方で採用されている検出方式は当社の方では採用しておりませんので、
0:29:06	同じようなシステムを導入されているとか井田委員さんの方と資料構成を合わせておりまして、三つ目の設備の沿いにある、
0:29:18	柴崎さんで記載されているような、
0:29:21	別途、
0:29:22	いうものは今回、この資料の中に含めない。
0:29:26	ような資料構成ということにしております。
0:29:32	続きまして、65 ページの方。
0:29:36	2、
0:29:37	説明を移ります。
0:29:40	こちらから 3 ポツ 1 ポツ 5、
0:29:43	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内、または共同層内の水を継続する装置と、
0:29:52	いうところで未攪乱二つ目。
0:29:59	の相違、構造図に対する総意になりますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:04	この構造図の中で、検出器に接続されている、計測配管計装配管の構成が全厚さんと異なって、
0:30:14	おります。
0:30:16	島根 2 の場合は一本の計装配管が現実的に、動圧感として、接続されている形になっておりますが、
0:30:25	島根 2 号機の注水槽の方こちらの方は気密性等は特になく、
0:30:31	大気開放の容器というふうに見直し、見直し容器という仮想とみなして良いものになりますので、
0:30:40	二つ目の設備の相違のところに記載しております。元主席への動圧管は 1 本として、片側を大気開放とすることで十分水位計測が可能と。
0:30:50	いうふうに考えて本坑性と、
0:30:53	いうふうになっております。
0:30:58	次の 66 ページの方。
0:31:01	2、先行東海 3 の方へ譴責記載されておりますけれども、島根 2 としまして、S A 設備に位置付けている水源というものの推移については、65 ページの下つきで継続。
0:31:15	いきますので、島根 2 号として、66 ページに該当する検出器はないと。
0:31:21	いうものになり、
0:31:25	続きまして 67 ページの方。
0:31:29	3 ポツ 1 ポツ 6 の、原子炉格納容器本体への冷却材流量を継続する装置の方の説明に移ります。
0:31:38	こちらは 67 ページから 74 ページにかけて、
0:31:43	記載しておりますけれども、先ほどご説明しました原子炉圧力容器本体に対する注水量の継続と同様にですね、系統構成の違い。
0:31:55	から島根 2 としては使用する注水ラインごとに、使用する流量計を設置しているというところに伴う相違というものが基本的に原子炉圧力容器への注水等同様の相違理由と、
0:32:07	いうもので、になっておりますので、説明としましては重複する部分となりますので、
0:32:16	74 ページまでのところの説明については割愛をさせていただきたいというふうに考えて。
0:32:25	続いて 75 ページ。
0:32:28	の方に移っていただきまして、
0:32:30	3 ポツ 1 ポツ 7、原子炉格納容器本体の水位を計測する装置になります。
0:32:40	75 ページの検出器等、一つ飛ばし 77 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:49	の検出器、こちらがD/W関係の水位を検出するものとなっております。
0:32:56	その間にありますのがサプレッションプールの水位を検出するものというふう となっております。
0:33:02	75 ページの方はセンコーさんとの比較を示しておりませんで 77 ページの方で 比較を示しておりますけれども、
0:33:12	島根 2 号機としましては格納容器の形状が、センコーさん等異なりますので、 ペDESTALの周囲の部分に、D/Wに該当するスペースがあると。
0:33:24	いうところで、ペDESTALに流入する前及びS/Pに流出する前というところ で、当該スペースに貯留する水位というものを計測するために、75 ページ。
0:33:36	の、検出器を設けているというところが 75 ページの、相違の理由になります。
0:33:46	76 ページの方のサプレッションプースいい括弧SA。
0:33:51	の方になりますが、
0:33:53	二つ目の設備の相違の。
0:33:58	下段、柏崎 7 号機さんとの相違。
0:34:01	分をご覧ください。
0:34:03	こちらの方、2 号、島根 2 号機としましてはサプレッションプール水位をベント 判断基準というものに使用しておりますので、センコー柏崎さんは、
0:34:14	検出器に接続されている計測配管の本数が異なると。
0:34:21	いうところで、
0:34:22	図 3-78 に示しておりますように、直接、差圧を継続する形で推移を継続する 構成というふうに島根としてはしております。
0:34:33	センコーさんのような構成。
0:34:35	になりますと、若干、継続範囲等に違いが出てきて、誤差等が大きくなるという ような懸念もありましたのでどう補正にしているというものになります。
0:34:50	続きまして 77 ページ。
0:34:53	ペDESTAL水位の方ですけれども、備考欄二つ目の設備の相違の方をご覧ください。
0:35:02	二つ目の方東海第 2 さんとの層位の方で検出技術の日本 1 セット図示して いるというふうに記載しておりますけれども。
0:35:13	実際、
0:35:14	は、ちょっと図示部分この図示ではちょっとよくわからないですけれども、実 際は同じように、日本 1 セットで、センコーさんの方も、
0:35:25	継続されていると。
0:35:26	補足説明資料と読むとそういうふうに記載がありますので実際の検出器の方 式としては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:33	相違はないかなというふうに考えておりますが、こちらの図上見えるところでこのような相違を記載させていただいております。
0:35:43	また、柏崎 7 号機さんとは、採用している検出器、計器メーカーの方が違うというところで図示されている原石の構造が、
0:35:54	全く違うものの方を記載させているいただいているという形になります。
0:36:02	続きまして、次の 78 ページ。
0:36:06	こちらから 3 ポツ 1 ポツ 8。
0:36:09	原子炉建屋内の水素ガス濃度を継続する装置というものを記載させていただいております。
0:36:16	備考欄一つ目の相違で柏崎 753 と除いとして 2 種類の検出器を設置すると記載しております。
0:36:26	センコーさんの方は次のページにも示され、次のページに示していますような、一つの検出方式のもの。
0:36:36	二つの計測ループを持たれているという構成になっておりますが、当社島根 2 号機の場合は、
0:36:43	78 ページに記載している触媒式の水素検出器、
0:36:48	同 79 ページに記載している熱伝導式水素検出器、それぞれの継続ループで F2 種類の継続をしているという部分で、構成の相違という部分が生じております。
0:37:03	78 ページに、
0:37:06	記載しております触媒式の水素検出器ですが、次の 79 ページ。
0:37:11	ちょっと比較表では見にくいですが図 3 の 83。
0:37:15	ふうにそれぞれどこを継続しているかというところを図示しておりまして、触媒式の水素検出器の方は、地下 1 階、具体的にはトーラス室の継続に使用しているものが、
0:37:28	こちらの触媒式になりまして、その他の原子炉建物内の計測をしているものが熱伝導式と。
0:37:35	というような構成になっております。
0:37:41	続きまして、80 ページ。
0:37:44	こちら、散歩こちらから、3 ポツ 1 ポツ 9 のその他重大事故等対処設備の継続装置。
0:37:50	いうものになります。こちらの項目に記載しているものについては、要目表ではなくて、基本設計方針の方に記載している継続装置を記載しているものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	具体的な対象としましては、推定のみ使用する代替パラメーターとSA時に使用するフィルタベント系のケースを、
0:38:12	もしくはPARの動作監視、
0:38:14	を行うためのケースを、及び、可搬型の継続機というものになります。
0:38:20	代替パラメーターにつきましては、各社各プラントの考え方で相違をしていきますので、
0:38:29	代替パラメータの相違によるものや、記載箇所の相違というものにつきましては割愛をさせていただきたいと考えております。
0:38:40	説明としまして 83 ページの方。
0:38:43	2 へ移っていただきまして、
0:38:46	スクラバ容器の水の方の素因の方を説明させていただきます。
0:38:52	ここからフィルタベント系のベント中に必要な計測装置を記載しているものになりますが、
0:38:59	実際フィルタベント系で、SA時に必要な計装というものも、各、
0:39:04	プラントごとに、そうしているものですので、フィルタベント系の設計として、どのようになっているかと。
0:39:11	いうものの相違につきましては、別の説明資料格納施設側の説明資料になりますが、6-1-8-1、別添 3 の方で、
0:39:21	フィルタベント系の設計についてご説明いたしますのでそちらの、
0:39:26	に関する内容につきましては割愛をさせていただきます。
0:39:32	スクラバ容器の推移、73 ページ、44 ページの方。
0:39:37	に記載をしておりますけれども、
0:39:42	83 ページの方の、
0:39:45	設備の相違というところでそういう点記載しています柏崎 7 号機さんとの相違がこちらはシステム構成の相違としてございます。
0:39:54	島根 2 号機としましては 84 ページに記載している、すべて同じ継続想定構成にしておりますけれども、先行 3 柏崎の場合は 2 種類。
0:40:06	の構成を用いられているというところで、
0:40:09	島根としては、83 ページに記載されているような、
0:40:14	構成での継続というものは行ってないと。
0:40:17	いうもので相違が生じております。
0:40:22	また、84 ページの方ですけれども、
0:40:26	図 3-87 の方へ全体的な構造図を記載しておりますが、スクラバ容器の個数というものが島根 2 号機として異なっております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	島根としてはスクラバ容器 1 個に対して推計二つの計 8 個で計測をしているというところで、図示上大きく異なって見えるというような形になっております。
0:40:49	継続装置の継続グループ等の構成については大きな相違はございません。
0:40:55	続いて 85 ページの方、スクラバ容器の圧力。
0:41:00	になりますけれども、
0:41:02	こちら、一つ目の設備の相違のところを柏崎 753 との相違として、スクラバ容器本体内の圧力を島根 2 号機としては継続していると。
0:41:13	いう相違がございます。
0:41:16	ベント中に関しては容器内の圧力を監視するということが目的になりますので、本相違による影響というものは基本的にないというふうに考えております。
0:41:29	変更さんがどちらの圧力を継続されているかということにつきましては、センサーさんの構造図の方で確認をいただければというふうに思います。
0:41:43	続きまして、86 ページ。
0:41:46	スクラバ容器の温度になります。
0:41:49	柏崎 7 号さんの方島外に類する継続がないという形になっておりますが、
0:41:59	同じような計測パラメータを持ちます。東海第 2 さんと、実際の計測上の相違というものはございません。
0:42:11	続きまして 87 ページ。
0:42:15	こちら、第 1 ベントフィルタの出口水素濃度という形になります。
0:42:21	二つ目の設備の宗委員の方とが間に残価デザインさん、柏崎 7 号機さん双方との層位として、可搬型であることと、あと出口側を継続していると。
0:42:33	いうところがそういうしているものになります。
0:42:37	この後、115 ページの方に配置図の方も出てくるんですが、
0:42:43	補正時点。
0:42:45	では、
0:42:47	補正時点からそちらの配置図の方には保管場所というところを図示していたものになります。
0:42:55	土台として適切でなかったため、115 ページの図 3-116 になりますけれども、こちらの図版の名称のほうを適正化させていただいております。
0:43:07	それに伴いまして、87 ページの、
0:43:11	当該図面を参照している部分の時代についても、今回適正化のマーキングをさせていただいていると。
0:43:19	いうものになります。
0:43:23	当該継続が可搬型。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:25	どういところでセンコーさんと大きく異なる部分になりますので、補説の方に可搬型設備としての内容を記載しておりますので、後程ご説明させていただきます。
0:43:43	続きまして、92 ページの方に移って、
0:43:49	いただきまして、
0:43:51	こちらが残留熱除去系熱交換器の冷却水乳量と、
0:43:57	いうものになります。こちらの相違点、一つ目として、残留熱重要系熱交換系の冷却水供給手段の層による継続対象の相違と、
0:44:08	いところで東海第 2 さんとの相違を書かせていただいております。
0:44:12	東海第 23 の継続. 名称を見ていただければおわかりになるかと思いますが、継続対象として何を継続しているかというのが、実際異なっております。
0:44:28	トーカイさんの場合、沖客系の構成というものが閉まると異なっておりますので、こちらの相違が生まれているものになります。
0:44:37	残留熱除去系の熱交換器に対して、流している冷媒の流量を継続しているという点においては同じものというふうに位置付けられます。
0:44:53	また、93 ページと 94 ページの方にも東海第 23 計測パラメータの方を記載されておりますけれども、
0:45:03	島根の場合あれHRの熱交換器に流れる冷媒は必ず、92 ページに記載をしております検出器のところを流れますので、
0:45:13	当該継続は必要なく、本残留熱除去系熱交換器冷却水流量だけで問題が継続できると。
0:45:21	いところで構成が異なっております。
0:45:25	それに類する増員の方を 93 ページ、94 ページの方に記載させていただいており、
0:45:35	続きまして、
0:45:36	少しページが飛びまして、
0:45:39	103 ページ。
0:45:46	こちらの方で静的触媒式水素処理装置入口温度、
0:45:51	また次の次の、
0:45:55	シートで 105 ページの方で出口温度のほうを、当社福島 2 号機として記載させていただきますいております。
0:46:02	こちらについて、まず、甲斐さんの方については、別の説明書の方に構成等を説明しているというところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:12	今回ご説明している継続性装置の方の説明書には記載をされていないというところになりますが島根としては継続制御系統施設に位置付けられるというところで本説明書にも、
0:46:25	構成等を記載しております。
0:46:28	また、柏崎 7 号機さんの方は、105 ページ以降のところの原石はないように見受けられますけれども、実際のところは 103 ページ。
0:46:40	ホームページのところの計測装置の方にまとめて記載をされているというところで、名称の付与の仕方が違うというところで、実質的に相違はないと。
0:46:52	というようなものになります。
0:46:57	続きまして 107 ページの方に、
0:47:00	移っていただきましてこちら可搬型計測器の説明になります。
0:47:06	こちらの方は、個数であるとか使用する機器の型式等のプラントごとの設計による部分が相違しておりますが、実質的な使い方、
0:47:16	これについては、
0:47:18	相違がないというものになります。
0:47:21	こちらの可搬型継続費についても恒設の方で、接続イメージの写真、歩数の考え方。
0:47:28	及び計測値の換算式等のほうを記載しております。
0:47:34	こちらの方設置許可の申請の時の説明や、一般的な電流から工学者への換算式というものを後日のほうセンコーさんと同様に記載しておりますが、
0:47:45	こちらについてはホテルに記載はしておりますけれども補欠の方も、説明の方は割愛をさせていただきたいと。
0:47:52	いうふうに考えております。
0:47:56	構成の方はここで一通り終わりましたして続いて 110 ページから、配置図のほうを記載しております。
0:48:05	ここから記載している配置図につきましては、要目表に記載している装置につきましては、図面の方で取付け箇所を提出させていただいております、
0:48:16	こちらに記載しているのは基本設計方針のほうに記載している機器について配置を示しているものになります。
0:48:24	対象の相違であるとか、プラント個別の配置設計によるものの相違が基本的にありますますがそちらについては割愛をさせていただきたいと思っております。
0:48:36	先ほどもご説明いたしましたが、115 ページの方、
0:48:41	図 3-116 の方に、第 1 ベントフィルタ出口水素濃度の方の、
0:48:48	保管場所というところを記載しておりますそちらの方記載の適正化と、
0:48:53	いうところを行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:58	以上で前半戦一旦説明者の説明から離れまして、補説の方の説明に移らせて、
0:49:05	いただきたいと思います。
0:49:09	資料の方、NS2 を 009 階 03 の方をお手元にご準備ください。
0:49:23	こちらの資料の構成としまして、
0:49:26	2 ページ目。
0:49:30	になりますけれども、
0:49:32	継続装置の
0:49:34	ただいまご説明した内容に関連するものとしましては、内容として 1 ポツ。
0:49:40	から、6 ポツの上になります。
0:49:44	6 月の分は先ほど申しましたように設置許可等の状況から変わりませんので省かせていただきまして 1 物から 5 ポツの部分についてご説明させていただきたいと。
0:49:56	いうふうに、
0:49:57	おります。
0:50:00	では、下の通しページ。
0:50:04	もし、下のページ番号で一番、1 ページ目ですね。
0:50:09	のところから、1 ポツの原子炉格納容器内の酸素濃度及び水素濃度の監視についてのご説明をさせていただきます。
0:50:20	こちら、
0:50:21	1 ポツ 1 から 1 ポツ、5、
0:50:25	の方に、先行プラントさんの方でも説明されている、政治の継続の概要と、検出器の原理、システム構成。
0:50:35	また、
0:50:37	格納容器の酸素水素濃度加工衛星、
0:50:40	の方の認証及び電源構成について記載をしております。
0:50:47	これらについてはですね、設置許可の際にもご説明している内容もしくは、
0:50:53	センコーさんとの設備の操業プラント固有の数字の細かい有無のみというところとなりますので、ちょっと説明の方については割愛を今回させていただきます、
0:51:05	島根 2 号機としまして今回工認で、設置許可宣誓時からの変更というものをさせていただきます、18 ページ、下のページで 18 ページから、
0:51:16	の、
0:51:17	1 ポツ 6 についてご説明をさせていただきますと思います。
0:51:28	1 ポツ 6、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	格納容器さん同格の酸素濃度の継続範囲。
0:51:34	について、ご説明になります。
0:51:36	まず、
0:51:38	格納容器の酸素濃度及び水素濃度については、設計基準対処設備として、
0:51:45	の継続、また重大事故等対処設備としての継続というところが基本的な監視目的となります。
0:51:54	4行目後半のまた以降のところに記載しておりますが、
0:51:59	酸素濃度につきましては、プラント停止中。
0:52:04	において、原子炉格納容器が開放されて空気置換した時の酸素濃度。
0:52:10	ということ、また通常運転中に窒素置換をした後の保安規定で定める濃度以下に酸素濃度が維持されているということも事故時の計測以外の目的として、
0:52:22	継続するということでイマイ2号機としては設置をしている、減速機になります。
0:52:30	ここで重大事故等対処設備のところでも米印を打っておりますけれども、
0:52:36	貨物、
0:52:38	格納容器酸素濃度水素濃度につきましては、
0:52:41	A系の方は、
0:52:43	重要監視パラメーターの常用系機B系の方は、重要計器というふうに位置付けておまして、
0:52:51	SA設備に、
0:52:53	該当する。
0:52:55	設備はB系の方だけということになりますけれども、
0:52:59	設計の統一の観点及びSA、
0:53:02	自主として配備しているというところの役割から考えて、A系とB系、こちらも同様の考え方で継続範囲を設定しております。
0:53:15	1ポツ6ポツ1の方に計測範囲の考え方の方をお示しております。
0:53:24	まず、酸素濃度の方になりますが、こちらは変動する可能性のある範囲を最大値としまして、空気中の酸素割合約21%。
0:53:37	というところの考慮。
0:53:39	また、有効性評価において、使用しております酸素濃度の初期条件2.5%。
0:53:47	ということ、ベントを行うまでに上昇し得る可燃領域の5%前後のところ、必要な監視能力を有するような設計というところで
0:54:01	考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	また、水素濃度の方になりますが、こちらの方は、通常運転中に水素濃度の管理というものは基本的に水素濃度が8水素が発生しないというところ。
0:54:15	ありませんで、
0:54:17	変動する可能性の範囲、可能性のある範囲としましては、有効性評価の中で、水素燃焼で最も、
0:54:27	最大値として上昇する90.4%。
0:54:32	のところを最大値として考慮しまして、弁当までに上昇し得る、可燃領域の4%、及び爆ごう減。
0:54:41	外ばく方領域の13%というところを一定程度上回る濃度と、
0:54:46	いうところを考慮して監視能力を持った設計。
0:54:51	ふうにしております。
0:54:54	今日、市野さんの方に、ただいまご説明しました酸素濃度水素濃度につきまして、PCV内で想定される変動範囲の方を、各運転状態ごとに記載をして表にまとめております。
0:55:10	下のページで19ページの方に移りまして、
0:55:14	こちらの、
0:55:15	最大値等の変動する範囲の濃度と比較しまして、実際に、特に重要と監視が重要となる可燃領域付近と、
0:55:26	いうところは、比較して低濃度に当たる領域で推移をするというところになりますので、す継続後サトウが、低濃度における監視性というところに、
0:55:38	を阻害しない。
0:55:40	ような設計となるようにYのレンジをならうレンジの二つの計測範囲を、当該計測器としては持たせております。
0:55:51	また、二つの継続範囲について指示及び記録をする場合には、自動で切り替わる設計というふうになっております。
0:56:01	表1-4の方に継続範囲及び考え方の方を示しております、こちらのレンジ酸素濃度の方は0から10%、水道の方は0から20%。
0:56:14	というところで記載をしております、こちらの方は、設置許可から変更後、
0:56:20	のものの継続範囲となっております。
0:56:26	一部登録済みの方に、今回のレンジの継続範囲の閉校について経緯等について説明をした内容を記載しております。
0:56:38	先ほどご説明しました自動切替についてですが、その仕組みとしまして、7オレンジからワイドレンジに切り替える設定値。
0:56:49	ワイド切替設定値とここでは言いますけれども、
0:56:53	この設定値とワイドレンジからの上の切り替える設定値等を切り換え設定値。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:59	こちらの二つの設定値を設けて、実情切り換えを行っております。
0:57:05	ワイドの切換設定値については、なろうからワイドに切り替える際に、切り換えが遅れることがないように、ナローレンジの上限値未満としまして、
0:57:17	雰囲気ガス等の微少変化等によるワイドレンジ等なオレンジの切り換えが、
0:57:24	短期間に連続をするチャタリングというような現象が発生しないように、適切な間隔を持たせて、設定をするという必要が設計上ございます。
0:57:34	次のページ、図 1-12 の方に、イメージを記載しております。
0:57:42	図の方右下に青色の斜線で等演じ赤色で、毎度レンジの方を示しております、図の中央付近で、水素ガス濃度の変動、上昇して加工するという。
0:57:56	状況を矢印で示しております。
0:57:59	左側に、ワイド切換設定値と直切り換え設定値と。
0:58:05	いうものを記載しておりますが、上昇に伴って、ワイド切換設定値を超えたところで、ワイドの方に切り替わる。
0:58:13	その後、加工して、ナロー切り換え設定値を下回ったところで、直レンジに再度置き換わるというような状況になっております。
0:58:23	このような動きをありますので、
0:58:27	0 置き換え設定値よりも高い濃度のところ、
0:58:32	なりますと、7 オレンジで継続しているか、もしくはワイドレンジで継続しているか、どちらか。
0:58:40	の継続が
0:58:42	あり得るとい領域になりまして、必ずなオレンジで継続するためには、ナロー切り換え設定値よりも下のところでなければ、継続できないと。
0:58:53	いう形の仕組みになっております。
0:58:58	図 1-12 の下の方の文章に移りますけれども、設置変更許可の申請を行った際にはですね、もともとの既存設備の設計を变形変更せずに、
0:59:10	直江 0 から 5%というところで継続をする計画であったんですが、このナローレンジ切り換え設定値。
0:59:20	というものが、酸素濃度の 4.4%水素濃度 4%。
0:59:26	といったようなところ、以下未満のところに設定することができないと。
0:59:31	ということがわかったため、今回継続レンジの変更を行います。
0:59:37	ワイドレンジの方で、仮に継続をしてしまいますと、直江に比べて計測誤差が大きいと。
0:59:44	いうところでベント判断であるとか、可燃限界付近の監視という点での、適切な監視能力というところを確保が難しいかなというふうな考えての変更になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:58	図 1 の 10 人の中で 7 オレンジの上限値というのが左側 2 行目ぐらいのところにありますけれども、こちらの方を引き上げますと、ナローの切り換え設定値もその分引き上げ可能と。
1:00:10	いうふうになりますので、結果的に必ずなるレンジで継続される範囲が、成るレンジの継続範囲上限値の引き上げによって、可能になるということになります。
1:00:24	今回変更後のなお臨時の継続。
1:00:27	はい。にしましては、設計基準対処設備としての完成も行わずに、重大事故等時に完成をさらに向上できる計測範囲。
1:00:38	ということで、酸素濃度を 0 から 10%水素濃度 0 から 20%の方に変更をいたします。
1:00:46	次のページ、表 1-5 の方に、変更前後というところで継続範囲誤差の方を記載しております。
1:01:00	格納容器酸素濃度水素濃度のご説明については以上で次の。
1:01:05	ページ、2 ポツ。
1:01:07	原子炉格納容器下部の水位監視についてのご説明の方に移らせていただきます。
1:01:14	こちらでは、電極式の水系について、2 号築地に関しての概要、2 ポツ 2 に、環境に対する健全性と原理。
1:01:23	の方を記載しております。
1:01:26	設置許可の際にも同様の内容を説明しております、同様の譴責を使用する東海第 2 さんと、継続装置自体に相違はありませんので、
1:01:38	こちらの内容については補足説明の方も割愛させていただきたいなと思って。
1:01:44	おります。
1:01:45	また、27 ページ。
1:01:48	の方から、今回、設置変更許可。
1:01:52	から、の変更となる、格納容器床面+0.9 メートルの方の変更について説明をしておりますので、こちらの方を主に説明をさせていただきます。
1:02:05	それでは下のページ 27 ページに移っていただきまして、2 ポツ 3D/W水確保原子力格納容器床面プラス 1.0 メートルの設置高さの変更。
1:02:15	に移ります。
1:02:18	2 ポツ 3 ポツ 1 で設置高さの、
1:02:22	変更に至った理由ですけれども、
1:02:25	設置変更許可申請時におきましてはベント管の下端高さ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:31	そしてプラス 1.0 メートル床面プラス 1.0 メートルというところを推計としても設定しておりましたが、
1:02:39	ベント管等の構造物には実際施工誤差というものがありまして例えば、
1:02:46	ベント管全部で 8 本ありますけれども、こちらの方のすべてのベント管の下端位置がばらついているというようなこともありますので、
1:02:56	実際計画と同じ+1.0 メートルのところ、ベント管があると、ベント管の方があるというわけでもなく、ベント管の方が、
1:03:07	実際、格納容器の床面プラス 1.0 メートルよりも低い位置、
1:03:12	にある場合ですと、電極式の水位検出器の場合、検出点まで水位が上昇しなければ、やっぱり検知できませんので、
1:03:21	そこに上昇する前にサプレッションプールへ流出するという可能性があるというところでは厳正に、若干懸念があるというところで、今回、原子力機能要求公園+0.9 メートルの方に変更させて、
1:03:37	できます。
1:03:39	図 2-5 の方に、概要図のほうを記載しております、
1:03:44	図の右上の通り頃に、実際の写真もつけております。
1:03:50	この破線で示す、相田能登部分が高さ方向比って 0 メートルが計画上、
1:03:57	示されている部分になりますが、実際、大物の構築物にもなりますので、一定程度の誤差が生じるという点でその点が、
1:04:07	1.0 メートルでは交流できていなかったというところ、今回適切な考慮を行ったというものになります。
1:04:16	2 ポチ 3 ポツ 2 の方で有効性評価解析への影響について記載をしております。
1:04:24	衛藤坂野水系が、有効性評価において注水の、
1:04:29	停止条件、ペDESTALへの注水の停止条件として考慮しているものになりますので、
1:04:35	水系の高さを変更したことで、判断
1:04:39	ような影響が、安全上問題となるかというものについて確認した結果になります。
1:04:47	実際有効性評価、功刀安藤モードの炉心溶融コンクリート消防作用の方での事故シーケン数におきましては、ペDESTALの注水の停止は、
1:04:59	案としては水位だけではなくて、下に示す 1 から 3 の基準すべてが成立したことをもって実施しております。
1:05:07	次のページのほうに図を記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:12	図 2-6 の方に、①から③の条件が成立したタイミングというものを青枠で記載をしておりますけれども、
1:05:21	ドライウェルの水位がベント管下端位置に到達する、②のタイミングよりも、格納容器圧力が、384kPaにいた。
1:05:32	到達する③のタイミングの方が有効性評価上後になっておりまして、
1:05:38	実際有効性評価上のPCV内に注水される水量というものは変わらないと。
1:05:44	ということが確認できまして解析結果への影響もない。
1:05:48	そういうことがわかります。
1:05:51	水系の位置が実際の施工状況を踏まえた設定に今回変更しますが、有効性評価等への影響がありませんので、その変更が問題はないというふうに当社としては考えております。
1:06:07	続きまして、29 ページの方、代替注水流量括弧常設の説明になります。こちら、当社として採用している超音波式の流量計。
1:06:20	の説明となります。
1:06:24	低圧代替注水系のポンプによる注水の場合、原子炉注水と格納容器スプレイというものは切り換えで運用することにしておりますので、
1:06:35	流量計としましても、原子炉圧力容器と原子炉格納容器、それぞれの注水量を継続する装置での牽引装置としての減容に、問題はないというふうに考えております。
1:06:49	3 ポツ 1 の方に、流量監視の内容を記載しておりますが、計測範囲としましてはパートの容量 280 立米。
1:06:59	は臭いを見込んだ、計測範囲として、個数 1 項、
1:07:04	差としてはプラスマイナス 6.0 立米パーアワーというところの仕様となっております。
1:07:13	次の 30 ページ。
1:07:16	の方に継続機能の方を、補足説明しておりますが、まず(1)の観光、環境条件、
1:07:24	の方ですが、表 3-2 に示していますように設置環境、
1:07:29	実際代替注水ポンプの格納槽の方に当該検出器へ設置しますが、
1:07:35	こちらの設置環境に対しての健全性についてもマスキングをかけておりますが、確認をしております。
1:07:42	また(2)の方に測定原理を記載しており、次の 31 ページの方、図 3-2 に、原理の図のほうを記載しておりますけれども。
1:07:53	超音波パルスの伝播時間差を用いた流量計となっております。
1:07:59	本測定原理としては一般的にも使用されているものでありまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:05	差圧式の流量計では難しい計測範囲の下限付近の低流量まで継続できるという特徴が超音波式流量計としてあるというところで、
1:08:15	常設の低圧代替注水流を継続する装置として、1枚2号機として採用したと。
1:08:21	いうものになっております。
1:08:26	続きまして下のページ 32 ページ。
1:08:30	4 ポツの第 1 ベントフィルタ出口水素濃度についての説明に移ります。
1:08:36	こちらは水素濃度計が可搬型というものを採用しておりますのでこちらの内容を補足しているものになります。
1:08:44	4 ポツ 1 の方に、監視の概要を記載しておりますが、
1:08:49	計測目的としましては格納容器フィルタベント系の事故収束時に、窒素パージがフクイチ実施されているということを監視する目的で設置をしております。
1:09:01	検出器自体は、1 ポツに江津市、(2)の方に示しております。
1:09:07	格納容器水素濃度括弧B系のCAMSと同様の測定原理を使用しておりますので、フィルタベント系の系統内の水素濃度の監視としても問題なく使用できると。
1:09:20	いうふうに考えております。
1:09:23	4 ポツ 2 の方に可搬型設備、車両になりますけれどもこちらの構成の方の説明をしております。
1:09:31	図 4-1、上の方ですけれども、こちらの方に記載してる構成図のうち、熱伝導式の水素検出器を、
1:09:41	前置増幅器を演算器。
1:09:44	この三つのものを、可搬型としております。
1:09:49	また、第 1 ベントフィルタの出口配管内の雰囲気ガスをサンプリングするためのサンプリング装置と、冷却系の冷却水を供給するためのチラーユニット、
1:10:00	というものを合わせて、車両の中に設置をしまして、
1:10:04	常時は屋外の第 4 保管エリア、
1:10:07	地代第 1 保管エリアに予備の 1 台というものを補完する形としており、
1:10:14	実際水素濃度を測定する場合には、可搬型の車両をフィルタベント系によるベントを実施する前に、
1:10:24	屋外の提示、配置をしまして、ホースや電源ケーブル等の敷設接続をしまして、軌道操作をすることで測定を開始するという設計に載っております。
1:10:37	ベントの前に、準備をするという点で、あとは収束時の継続が目的であるという点も踏まえまして可搬型でも問題がなく継続できるというふうに考えて設計にしているものとなります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:52	フィルタベントの運用につきましては、先ほど説明書の中でもご説明しましたが、6-1-8-1、別添3、フィルタベント系の設計という別の説明資料がありますのでそちらの中で、
1:11:06	詳細をご説明する予定です。
1:11:09	ページの33ページの方に、システム概要図を、可搬型設備企画車両の概要図の方をつけております。
1:11:19	上の図4の方に示しておりますように、
1:11:24	接続工と、接続プラグ、あとは図中にはありませんが、各装置の電源というものを、
1:11:32	使用前に設置をします。接続をしまして、実際継続をするという構成になっております。
1:11:39	サンプリングのループ自体は基本的に、
1:11:43	格納容器の水素濃度を、同様のループになっておりまして、若干相違する点として、冷却系の冷却水の供給方式が異なると、というような構成になって、
1:11:59	では続きまして34ページの方から5ポツの、原子炉圧力容器内の水位監視についてのご説明に移らせていただきます。
1:12:11	こちら5ポツの方は原子炉水位の推定と、水位の計測範囲をSARSに換算するとの構成条件。
1:12:19	及び凝縮槽の兼用状況について説明をしているものになります。
1:12:26	これらにつきましては、いずれも設置許可の申請の時にもご説明する内容、及び先行プラントと同様の設計になっていると。
1:12:35	いうものになりますので、この会説明の方は、補足説明書についても割愛をさせていただきますと思っております。
1:12:44	1件だけ補足をさせていただきますと、
1:12:47	41ページ、下のページで41ページの、
1:12:53	表5-2の方になりますが、凝縮槽の兼用状況について説明している一覧表において用途のほうを記載しております。
1:13:03	先ほどの説明書の中で、原子炉圧力や原子炉水位のところで、
1:13:08	先行相違のところで説明いたしましたが、監視用と安全保護系の作動信号用の計器が異なっているというふうについて本票から読み取ることができます。
1:13:20	例えば、原子炉水位の広帯域、
1:13:24	41ページの中段、
1:13:26	裏になりますけれども、こちらの方で監視用に使用している計器は、
1:13:32	一番下のLX2級81Aと11Bというものが、用途として中央制御室監視というものを記載しておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:41	ECCS系の作動等に使用するものにつきましては、その上の方に記載しております 1aから 8 での譴責が該当するものになりますので、
1:13:54	検出器として分かれているというところがご確認いただけるかなというふうに思っております。
1:14:03	大変長くなって申し訳ございませんが以上で前半戦の説明を一旦終了させていただきますまして質疑の方に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
1:14:37	規制庁ナカムラありがとうございます。ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、
1:14:46	確認だけなんですけど
1:14:51	4 ページから、5 ページ以降に基本方針ということで書いてあって 4 ページの概要で黄色ハッチングしてある。
1:15:01	の部分ですね。
1:15:03	格納容器酸素濃度格納容器水素濃度の計測範囲っていうところなんですけど、基本方針、5 ページ以降の基本方針の、
1:15:13	書き方、書きぶりをして、
1:15:17	4 ページの今回はで始まる部分の、
1:15:22	に対しての基本方針を書いてんですけどこの格納容器酸素濃度とか舟木水素濃度継続範囲。
1:15:28	わあ、基本方針にちょっと書いてないように見えたんですけどどっから読み取ればいいのかっていうと、それとも、
1:15:35	気づかんよう変更なので、
1:15:38	基本方針に各コードではないという判断なのかっていうのを教えていただけますか。
1:15:44	はい。中央大学の木本です。
1:15:47	ただいまご質問いただきました点につきまして、
1:15:51	基本方針としましては、従来から格納容器の酸素濃度水素濃度の計測範囲に対して適用している方針と、今回変わるものではなくて、
1:16:03	SAを踏まえた、継続範囲の変更というところで、方針は変わらず、継続範囲のみが変わったというところで、基本方針の方には、
1:16:14	特に方針の変更というものはありませんので記載をしていないという位置付けになります。以上です。
1:16:24	規制庁ナカムラつ承知しました。
1:16:37	規制庁の方で続いて 11 ページなんですけど。
1:16:43	九州中性子原料計装のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:48	その次のページの中間領域計装とか、
1:16:54	ウエキ計装のところの警報 2※3 やって、
1:17:01	いや、啓発する警報が書いてあるんですけど、※2 か。
1:17:06	米英等、
1:17:08	中華料理は公明に出ちゅう質疑※3 であって、
1:17:16	11 ページの中性子原料計装の方には米が少ないんですけども、もう何か、
1:17:22	警報の、
1:17:24	これはなぜなんでしょうか。
1:17:38	はい。中国電力の木本です。
1:17:40	中にまず 12 ページの方の中間領域計装の方に、五名を振っておりますものを、スクラムの方の信号に使っているため警報の方に注記を打っております。
1:17:53	一方、11 ページの方の警報に注記を打っておりませんのはこちらは警報装置として警報を発しますけれども、スクラム信号としては使用しておりませんので、注記の方を打っておりません。
1:18:07	以上です。
1:18:11	この中期スクラム信号に対する、
1:18:15	のがあるので注記として書いてるわけで。
1:18:19	なんで、藤茂ケースは警報が出るけど、
1:18:24	これ今まで作らないので、変えてないってことでよろしいですか
1:18:31	中国電力の木本です。ご理解の通りで問題ありません。以上です。
1:18:40	規制庁中でははい、ありがとうございます。
1:18:44	続いて、
1:18:48	16 ページなんですけど、
1:18:52	これも確認だけなんですけど。
1:18:54	16 ページの、
1:18:56	3 中の概略構成図で、
1:18:59	弾性圧形式から、中央制御室で、
1:19:04	重大事故の体制整備等の設計基準対象施設で、CGで二つ書いてあるんですけど。
1:19:11	この指示を出す場が違う。
1:19:14	これは別で記載してるという理解でよろしいですか。
1:19:21	中国電力の木本です。
1:19:23	ご理解の通り、デービーとして使用している指示計と、SAとして使用している指示計で表示している場所、盤が異なりますので書き分けて記載をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:35	以上です。
1:19:44	規制庁中ではいい。わかりました等。
1:19:49	あれですかね
1:19:52	重大事故等対象設備っていうか、2Cって書いてある方の方はSA用制御盤に出てきて、
1:20:01	A、AとDは、
1:20:04	中央制御室の制御盤出てくるとっておけばいいですかね。
1:20:12	中国電力の木本です。
1:20:14	ご理解の通り、SAの方の表についてはSA用制御盤、実際清掃サーバになりますがそちらの方に指示をしております。
1:20:24	そしてデービーの方は中央制御室の制御盤の方、中央政府の中で表にL字で並んでいる番のところに表示されている指示計ということになります。
1:20:35	以上です。
1:20:39	規制庁ナカムラハヤシ大嶋氏ありがとうございます。
1:20:49	規制庁仲村です。同面等、
1:20:55	中、
1:20:57	8 ページとか 19 ページなんですけど
1:21:02	向こうの書きぶりだけなんですけど、
1:21:07	15 ページと 19 ページは嶋 2 号機は 3.1 交通(9)1 サイトウ(12)たいっていうふうに書いてあって、
1:21:16	16 ページ、7 ページの方だと、
1:21:22	3 点、16 ページはどう。
1:21:24	陥没駅 1 ポツ 9(12)記載で括弧で、理由が書いてあるんですけど、これって、
1:21:30	何か。
1:21:32	あの理由が書かれてないってのは何かあるんで。
1:21:38	はい。中国電力の木本です。まず、16 ページ、17 ページの方に記載しているものは、この項目自体が 3 ポツ 1 ポツ 2 の、
1:21:50	原子炉圧力容器の冷却材の圧力温度流量を継続する装置の項目とは別の項目に記載していると。
1:22:00	いうものを、1067 ページの方は括弧書きで理由を記載してまして、
1:22:05	18 ページ、19 ページの方は同じ項目の中で並びが違うだけというものになりますので、特に括弧書き等の理由は記載していないというものになります。以上です。
1:22:54	規制庁出席ですけども、今の、
1:22:57	考えると、20 ページのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:01	20 ページのところで、とうぎんに比べて、島根 2 号機 4%。
1:23:08	常設で計測するってのは、
1:23:10	これは行き先はどっか書いてある
1:23:18	はい、中国電力の木本です。こちらの方のそういう理由につきましては、19 ページの、
1:23:26	流量計と、併せてご覧いただければと思いますけれども、トーカイさんの方は、二つの計測をしているのに対して、島根としましては、19 ページ記載の検出器はあるけれども、
1:23:40	20 ページに該当する継続はないというところで 20 ページの、
1:23:46	計測器については、飛び先ではなく、当該継続を行っている継続についてそういう理由を記載しております。
1:23:55	以上です。
1:23:59	規制庁吉崎です。わかりました。前の計器で測定してるっていうそういう意味なんですね。
1:24:05	これもちょっと何かわかる。わかりやすくしてほしいなと思いました。
1:24:13	中国電力の木本です。
1:24:15	承知しました。20 ページの方の記載について、内容の方を検討して
1:24:22	その内容があれば、適宜反映させていただきたいと思います。以上です。
1:24:28	規制庁吉崎です。あとその比較の 25 ページで、
1:24:32	ちょっと該当に困るかわかんないすけどもRSSのところ、
1:24:37	これは備考で島根の場合は、対象設備としているっていうことなんすけども。
1:24:45	これを書く理由は何なんでしょうか。基本方針で決め、
1:24:50	書いてあることと言ってることが、
1:24:53	リンクしてあったんですけど、説明してください。
1:24:59	はい。中国電力の木元です。ただいまのご質問の件ですけれども、
1:25:05	柏崎の青木さんとの相違の部分。
1:25:08	ではないかと思えます。こちら対象設備としているという書き方をしているのはセンコーさん。
1:25:15	方には、当社のような記載がないというところで、ちょっとマスキングの部分のところを、なるべく書かないようにして、当社としては、対象としているというふうな形記載しているものになります。
1:25:28	また、RSSの方の町についても、
1:25:33	当社として記載している理由としましては、次は最初の方にご説明をさせさせていただきますけれども、全体の資料構成としましては、
1:25:44	こちらの構成図の方については、後任に関係をします。昨日、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:51	当該検出器が担っているものであれば、そちらの方も構成図に記載する方針としておまして、それ、RSSの記載有無については柏崎7号さんも同じですけども。
1:26:02	そういったデービーの関連の、
1:26:05	機能についても記載をするというところで構成図のほうにRFSも記載しております。
1:26:12	以上です。
1:26:15	規制庁の吉崎です。高校生としてそういう信号がRFSの言ってるから、書くつてのはそれは了解です。で、今言われた古藤の何か方針チェックみたいなことつてのは、どっかに書いてあるんですかね。
1:26:36	はい。中国電力の木本です。
1:26:40	RFSの方の対象の設備につきましては、
1:26:45	別の、
1:26:47	説明資料になりますけれども、6-1-5-3。
1:26:51	制御方法の説明書の方の、一番最後の方のページだったかと思えますけれども、RFSの対象の操作、
1:27:01	対象の系統と監視対象のパラメーターというものを一覧表で、お示しているものが該当するかなというふうに考えております。以上です。
1:27:36	はい。市長に出席したわかりました。土谷の方に書いてあることですね。
1:27:42	はい。
1:27:44	あと高信号取出しなんか、どっち境界を取るとかっていう考え方っていうのは、どっか示されるんでしょうか。
1:28:00	はい。中国電力の木本です。公認途上ですね嶋手島区分Ⅰと区分Ⅱ等2系統ございますけどもどちらの区分から取るかというものについて明確に記載をしている資料はなかった。
1:28:16	かと思えます。設計上の考え方としましては、RSSの方に高圧の注水系として、RCICの方の操作等を入れておりますので、
1:28:29	基本的にはRCICの区分とするように開発課細胞とメディアの問題もありますので、それと同じ区分、
1:28:38	2の方を、礼節室には主に使用しているというような設計になっております。
1:28:44	以上です。
1:28:46	規制庁の伊勢です※で振ってあって区分2の方って書いてあるんで、何でその区分2なのかなっていうところで、その辺を少しわかる。先ほど言ったし、何だっけ、6-1の。
1:28:59	幾つの資料には、その辺、詳しく書いてあるんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:11	はい。中国電力の木本です。6-1-5-3 の方の説明書及び、それに類する補足説明書の方にも、ARF2。
1:29:22	設置する設備の区分等の記載は現状、
1:29:27	していませんセンコーさんもされておられませんというところもありまして特にしていないという状況に現状なっておりますけれども、ただいまのご質問を受けましてそちらの説明書また補足説明資料の方に、
1:29:40	何かしら記載をすることを検討したいというふうに考えております。以上です。
1:29:47	はい、規制庁の井関です。補足ベースでいいのでそこをなぜそっち案でなのかというのわかるようにしていただきたいと思います。
1:29:58	中国電力の沖本です。承知いたしました。
1:30:14	規制庁の吉崎です。最初の方に、比較表の、
1:30:18	目次の1ページとかに戻ってらって、
1:30:22	対象の計器なんですけどもこの3.1.1から3.1.。
1:30:28	救急ですか、ここの対象計器の抽出するのは、これは評価の時の、
1:30:36	経企の磯から、すべからく持ってきたという理解でよろしいですか。
1:30:47	はい。中国電力の木本です。基本のご認識の通りで問題ございません。3ポツ1の方の対象経費につきましては、SA設備。
1:30:58	につきましては、許可の時にご説明をしました主要パラメーターと代替パラメーターの方を、すべからく抽出して今回記載をして、
1:31:09	申請させていただいているという状況になります。以上です。
1:31:15	吉崎です。了解しました。
1:31:19	それからですね基本方針の、
1:31:22	対象の平均のところ、
1:31:24	なぜ代替パラメーターとパート、もう1個なんだっけ。なんか三つぐらい言ってそう。それを、
1:31:32	起こしましたという説明だったんですけども。
1:31:36	それーを、備考に明確に書いて欲しいということだけなんですけども。
1:31:41	何ページだっけ。
1:31:47	価格も、
1:31:49	県の方から、
1:32:08	あ、中国電力の木元です。ただいまいただきましたご質問ですけれども、80ページ比較80ページの産物1×9のその他の計測装置のところの説明の冒頭の方でお話をさせていただきました。
1:32:24	当該項目に記載しているものが要目表ではなくて基本設計方針に記載しているものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:32	というところで対象として、推定のみ使用する代替パラメーター、政治に使用するフィルタベント系。
1:32:39	PARの動作監視及び可搬型計測器というところの御説明のお話かと。
1:32:46	いうふうに考えております。
1:32:49	基本的な考え方としては、基本設計方針に記載している用語の3ポツ1ポツ8までのところは要目表の項目と、
1:32:58	横並びをとった項目になっておりましてそれ以外の基本設計方針のものが、3ポツ1ポツ9のほうに記載をしているというものになりまして、ただいま、
1:33:09	ご質問ありましたものは基本設計方針に何を記載なんの計器を記載しているかという考え方が、
1:33:18	代替パラメーターであったりフィルタベント系の計装だったりというところになっております。
1:33:25	そちらの考え方を、この三方と1月80ページの備考欄等に記載すると。
1:33:31	というような、リクエストというふうにとらえてよろしかったでしょうか。
1:33:35	以上です。
1:33:38	規制庁の吉崎です。その通りです。80ページのところの備考で、要するに基本設計方針の景気が3.9のその他契機になって、それが今言った代替パラメーターとか監視、
1:33:52	フィルタベント、
1:33:54	関係だと、いうことを備考に書いていただくと、要目と、それ以外というのがわかるのかなと思って、今のは、
1:34:05	その通りで備考の方に少し説明を拡充していただきたいというコメントです。
1:34:14	中国電力の木元です。承知いたしました記載の方を検討したいと思います。
1:34:19	以上です。
1:34:24	規制庁の井関です最初の方にまた戻っていただいて8ページのところ。
1:34:28	黄色ハッチングしてくれてるんですけども、一応記載の適正化っていうふうに、
1:34:37	備考に書いて。
1:34:40	何か入ってないよね。
1:34:41	ちょっとそこは何か、記載の適正化ですよっていうのがわかるようにして欲しい。
1:34:46	です。
1:34:50	中国電力の木本です。こちらの黄色ハッチングしている部分につきましては本日提出しております資料、
1:34:59	のNS2ほか、
1:35:02	023の方に、適正化箇所をまとめてリストにして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:08	おりまして、第 1 回補正時点の記載内容から、動き等の修正があったものをこちらのリストでお示しているものになりますので、比較医療比較表の備考欄というのがこちらの、
1:35:20	表の方をご覧くださいということで考えておりますけれども。
1:35:25	考えているものとなります。以上です。
1:35:31	規制庁吉崎です比較表だと何か。
1:35:34	非架空なの一覧で出してるのはそれはわかるんですけど、これ一覧であったり、
1:35:41	古藤もだから、
1:35:43	なんていう理由は、
1:35:45	ただの適正化になるんですよ。
1:35:50	ソフトウェアの変更箇所か。
1:36:05	中国電力の木本でございます。
1:36:09	おはようございます。多少主旨を多分回ってこちら解釈してしまったかもしれませんが、
1:36:18	違うという部分についての相違理由を備考欄に記載。
1:36:23	それと実績成果なんですけれども、先行との相違という意味で備考欄に記載すると。
1:36:29	いうリクエストと今とらえましたので、それについては備考欄への記載のほうを検討したいと思います。以上です。
1:36:38	規制庁吉崎です。その通りです。はい。
1:36:41	お願いします。
1:36:45	兵藤電力の木本です。承知いたしました。
1:36:59	規制庁仲村です。25 ページと 26 ページで、材 10 系熱交換器の入口温度、出口運動の記載があって、
1:37:12	ちょっと私はわからないかもしれないんですけども、
1:37:15	これが
1:37:16	乾部長にとってうち本部で、結構構成に違いがある。
1:37:21	気がするんですけど、これはなぜなのでしょう。
1:37:27	先行見るそこまで違いがなくてですね。
1:37:33	はい。中国電力の木本です。
1:37:36	まず、25 ページの方ですけども、説明の中でも申し上げた通り、
1:37:45	区分 1、※1 を振っております区分 1 の検出器等、米に振っております区分 II の検出器で演壇装置のところの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:56	設備の区分と申しますか、重大事故等たSAカーDB厳正化というところの位置付けが、実際、細かいところで異なりますので、
1:38:07	25 ページの方は書き分けております。
1:38:10	26 ページの方は、演壇装置の区分がどちらもSAとなりますので、
1:38:17	このような書きになっております。
1:38:20	また、米 2 の区分 2 の方で、こちらの演算装置をBKSに位置付けている背景ですけれども。
1:38:29	もともと具区分 1 の方は、中央にしか指示を出していなかったものに対して、区分 2 の方は、図にも記載しています通り、
1:38:40	RFS等中央と両方に出していたという点で、もともとDBとして演壇装置、
1:38:49	使用する必要性があったというところでこちらの演算装置をデービーとしても使う必要があるというところで、DB形成に位置付け、
1:38:59	ものになります。
1:39:00	センコーさんの方についてはRFS等の記載も、
1:39:05	ありませんし演算装置の位置付けが、同じというところでシンプルな記載のように、見た目上、島根と大きく異なっているような、見た目になっていると。
1:39:17	いうところで実際のループ構成。
1:39:19	そうしました設備の位置付けは若干違いますけれども、
1:39:22	大きく相違はないというふうに考えております。以上です。
1:39:34	規制庁仲田です。確認なんですけど
1:39:39	熱が二つ、オダ、どっちもあってね。その上で、残存地はどちらも二つあるんだけど。
1:39:49	入口温度の方は、
1:39:52	SAとDBSAで、
1:39:55	出口運動の方は、
1:40:00	SAだけ。
1:40:02	だからこういう書き方になってるという理解でよろしいですか。
1:40:09	中国電力の木本です。ご理解の通りです。26 ページの方、出口温度の方を見ただきまの構成図の方見ていただきますと、中央制御室のデービーの指示、※1 で記録系統。
1:40:22	言っておりますけれども、こちらの方には演算装置を経由せずに、指示が行く形になっております。
1:40:29	一方、水泳の方の指示については演壇装置を経由するという形になりますので、この演壇装置の位置付けとしては、SA設備と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:39	ものでデービーとしては、この演算装置には期待していないというものになります。以上です。
1:40:48	県庁中ですはい。承知しましてありがとうございます。
1:40:54	規制庁の石崎です。40 ページ。
1:40:59	原子炉圧力の男性。
1:41:02	圧力検出器のところで、
1:41:04	ここでもう説明あったんですけど、以前はSDの、
1:41:10	日比形があったんですけどもう、それを取り込んでSAにしたとか、
1:41:17	これがもともとDSAのC系とSAの神経が別々にあったけども、
1:41:23	両方ともSAにしたということでした。
1:41:32	はい。中国電力の。
1:41:34	木本です。
1:41:37	当該の記載ですけれども、もともとの記載がどうなっていたかと申しますと、指示のところに、中央税理士の指示のところに、お聞かせしてご説明をいたしますが、
1:41:49	現在記載しております、SAの指示等デービーの指示というものはもともと記載をしております、そのもう一つ、上の方に、DB形成の指示というテキストボックス、四角でも、
1:42:03	指示を記載しておりました。
1:42:06	で、このSAの指示が現在今注記者にも振っておりませんけれども、SAの指示については区分、
1:42:15	2、
1:42:16	のみでデービーの浸水た区分Ⅰのみというような記載をしております、デービー形成の指示、
1:42:26	区分ⅠのTBK製のシート部分、2のSAの指示と、もう一つ、デービーの指示として、区分Ⅰ区分に両方の記録系による指示という三つを記載していたものに対して、
1:42:41	デービー牽制の指示とSN指示というものが二つあったものを設計の統一の点で、SAの指示の方に区分Ⅰも区分Ⅱも一本化。
1:42:51	申しまして、デービーの指示としては、現在記載している※2after記録計のほうを、Bの指示に位置づけるという形はそのまま残っていて、デービーの指示は、
1:43:03	こちらの記録形成の支持はSA、
1:43:06	用制御盤の方で指示をするというところの、シンプルな構成に変更したというものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:14	以上です。
1:43:36	院長の吉崎です説明わかったんですけど、区分の変更です。何か、簡単に換えられるんですけど。何か。
1:43:50	何て言うかね、教育強化から変えた。
1:43:53	というのは、設計の統一で、
1:43:56	変えたってことなんですけども。
1:43:58	それは何か。
1:44:01	通常からやってるんですかね、そこしかあんまりないケースかなと思ってるんですけども。
1:44:07	今までやってるんですかね。
1:44:13	はい、中国電力の木本です。もともとのその新規性の撤去今回のSA設備を導入する前、
1:44:22	ですと、今の説明者の方に書いているデービーの指示の方を、DBOの指示として設けていてその他の指示計は、
1:44:33	なかったという状態になっておまして、今回SAの申請に合わせて、SA用制御盤に、もともと区分Ⅱだけを入れる予定となっておりましたので、そちらの方SFCG。
1:44:46	SA版の方に入っていなかったものについては、別の指示計を設けまして、DB形成に位置付けたそちらがデービーの盤の方。
1:44:57	に設置するという予定でしたのでBK編成の指示、
1:45:01	を設けるということでもともと設置許可の時点では記載をしておりました。
1:45:06	で、今回、削除しましたDB訂正の知見も現在記載しているSSC系も、今回の申請に合わせて、追加をSAのために追加をしたものという位置付けになりますので、もともとのDB。
1:45:21	としての
1:45:23	機能を持っている。現在記載している、記録計による指示というものについては何も変更がないという形になりますので、
1:45:31	税用に新たに設ける指示計をどのような構成にするかという点においては今回申請の中で、デービー形成をSEIに統合するという点については特に問題ないかなと。
1:45:43	いうふうに考えております。以上です。
1:45:52	規制庁仲間です。すみません
1:45:55	先ほど議員の話なんですけど、
1:46:02	等、
1:46:04	西洋で書いてある40ページの支持型の区分になる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:10	なって、
1:46:11	DBOの指示っていうのは、区分Ⅰになる。
1:46:16	ということですかね。それで、
1:46:18	要は、設置許可の時には、DSAを、
1:46:23	区分Ⅱで、DBだけのものを区分Ⅰにしようとしてたけど、
1:46:29	DBもどんだんあるので、重大事故等対処設備SAとして、
1:46:34	清野のやつを新たに区分Ⅱと出世。
1:46:37	経営するっていう考えで合ってます。
1:46:45	中国電力の木本です。
1:46:47	へえ。ちょっと。
1:46:52	説明が難しかったのかもしれないかなと思いますのでもう一度ご説明させていただきますけれども。
1:47:00	現在の本日お出ししている資料のSAの指示及びDBの記録系による指示、こちらは両方とも、
1:47:11	区分Ⅰのもの区分Ⅱのもの、両方とも、この部分で指示をいたします、中央制御室に。
1:47:19	適正化前の状態はどうだったかと申しますと、
1:47:25	区分ⅠのBKSの指示計が、現在記載していないものがもう一つあって、SA用の指示に関しては、区分Ⅱだけ。
1:47:36	に適用をしていた。
1:47:38	一番、現在記載している記録計による指示については区分Ⅰ、区分Ⅱともに、ぞんざいしていたというのが適正化前の状態になります。
1:47:51	なのでデービー牽制として、現在記載のないC系と、
1:47:58	SAの指示計というところで区分Ⅰ区分ⅡにそれぞれSH日時をするという設計であったものを、
1:48:07	区分Ⅰの方をDB形成の指示としておく。
1:48:11	必要がデービーとしてもともと指示があるというところで、新たにデービーの機器をふやす必要もないというところで、杖の指示の方に区分Ⅰも区分Ⅱも、
1:48:23	統一をして性専用の指示という位置付けに変更したというものになります。
1:48:30	ただいまのご説明でご理解いただけたでしょうか。
1:48:34	以上です。
1:48:35	市長の井関です。少し小村って言って、その指示知事指示と記録でそれぞれ1と1Kに家がある。
1:48:44	ですよねもともと。
1:48:49	そうではない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:55	中部電力の木本です。藤主事と記録で
1:49:02	今の図の 3 の 33 の図示についてご説明をしますと一番下の四角枠で記載をしている指示計は、実際は二つ記録計がございますけれどもその記録計の、
1:49:15	指示をもって指示と、今現在記載をして、
1:49:19	おりますので区分Ⅰの区分にも、記録計による指示がございます。
1:49:26	はい。
1:49:27	はい。今みたいに、はい。
1:49:32	はい。
1:49:35	その記録計による指示とは別に、指示のみの機能を持っている指示計が、適正化もう一つあって、
1:49:45	指示のみのデービー件数への指示計と指示のみのSA用の指示計というものが、記録計による指示計の他にあったという状態。
1:49:57	です。
1:49:59	そのうち 0B 県 SA に位置付けていた指示のみの指示計について、デービーの指示を 2ヶ所にふやす必要が、
1:50:10	ないことと、SA としての設計統一というところで、SA 時には指示のみの機能を持った指示系に区分Ⅰ、
1:50:20	区分Ⅱ、両方の検出器を支持させるという設計に変更したのになります。
1:50:29	以上です。
1:50:31	規制庁の吉崎です。今、前にあった何だ、はこ箱ゆえにもう 1 個 SaKDB で、C K のみがあったというのはこれは、
1:50:42	1 系なんですか、日経なんですか。
1:50:47	中国電力の木本です。そちらが区分Ⅰ 1 系のもので、SA 用としていたものが、もともとは 2 系のみだったと。
1:50:56	というような構成でした。
1:50:58	以上です。
1:51:07	規制庁の井関です。だから今、今の中央制御室の強いっていう、
1:51:13	設備は 1 件計が二つあると。
1:51:17	そういうことなんですね。
1:51:22	中国電力の木本です。ご理解の通りです。もともとこの SA 用の指示のみの指示計のところに、区分Ⅱのみという今、ごめん 1 オフ
1:51:33	いるものと同じようなものをここにも降って湧いた降っていたものについて、その重機をなくしまして、区分Ⅰも区分Ⅱもどちらも、SA 用の指示のみの指示計という構成に変更しております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:49	規制庁の井関です。ようやくわかってきました。一番最初にSAPのDBが機二つある。
1:51:57	していないから。
1:51:58	それをSEに入れて、なぜBはもともと主事の半田上席室の白抜の他があるから、そうそっちで見るから、
1:52:08	ということよろしいですかね。
1:52:13	中国電力の木本です。ご理解の通りです。問題ありません。以上です。
1:52:25	規制庁の伊勢です。こういうやつって他にあるんですか。
1:52:33	中国電力の木本です。説明の中でも申し上げましたけれども、原子炉圧力のほかには、原子炉水位の広帯域と、原子炉水位の面領域。
1:52:44	通しページの 42 ページ 43 ページ。
1:52:47	が、同様の、もともとDB系SAデービーの一次系がもともと二つあってっていう構成からSM一本化をしたというような、同様の変更を行っております。
1:53:01	以上です。
1:53:04	規制庁の吉崎です。ちょっと許可から少し変わってるんで、ちょっと補足で今説明したところを、前後で遠地点で、前が高齢古閑高齢。
1:53:16	その対象がこのケーキの四つとか五つとかっていうふうに、何か簡単 2 枚 2 枚ぐらいで、補足を追加。
1:53:24	してもらうことは可能でしょうか。
1:53:31	条例の部の木本です。承知いたしました。補足説明資料の方に当該の構成のところ指示計の数等も変わっておりますので、許可からの変更ということで、
1:53:44	現在の記載に追加して補足説明の方、資料を追加したいと思います。以上です。
1:53:53	規制庁吉崎です。それでそれに変更したことによって影響はないというのも、当然ながら評価してと思いますので、その辺も評価した結果を追加で記載をお願いします。
1:54:09	中国電力の木本です。承知いたしました。
1:54:35	規制庁の吉崎です。補足説明の方なんですけども。
1:54:44	説明を、
1:54:50	1 ページ。
1:54:52	16 ページ。
1:54:54	ちょっと説明はなかったんですけど。
1:54:58	4 ページの、サンプリング装置の耐震試験のところ。
1:55:04	1.4. 2 のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:07	表 1-2 に示す加速度を加えた後でってあるんですけども、加速度ってのはこれは何何に対する活動ですかね。
1:55:33	中国電力の教授で少々お待ちください。
1:55:44	規制庁ヨシザキの機能維持加速度とか、何か要は、そういう家族どうであるっていう紐づけを明確にして欲しいというのと、
1:55:54	結局、ここはこれで何だ、要は機能が健全だよってというのはわかるんですけど。
1:56:02	詳細はなんで、
1:56:04	耐震の、
1:56:06	方で詳しく、
1:56:08	見ているという理解でよろしいですかって質問なんですけど。
1:56:16	愛知愛中国電力の木元です。ただいまのご質問ですけれどもまずここに記載している家族動につきましては、
1:56:25	ちょっと詳細資料、ここん。
1:56:28	パッと出てくるものがありませんで確認をいたしますけれども機器に対して欠けている家族どうであったかと思えます。
1:56:36	また本版でご質問いただきましたけれども、当時に対して、
1:56:43	の耐震計算書につきましては、実際の耐震計算の説明書、
1:56:49	計算書の方を提出する予定としておりますのでそちらの方で、確認済み加速度と機能維持加須工藤の方の比較で、細かくご説明お示しできるかと思っております。以上です。
1:57:05	規制庁ご出席ですわかりましたね。
1:57:07	ちょっとなんだけどその関係がわかるようにそっち資料飛ばせるように、詳細はどこの参照みたいな最後に書いていただいて。
1:57:17	こういうことやってるけども、詳細の評価はそっちの耐震設計機器耐震の方で見えますよというふうに、検討いただきたいんですけども、よろしいですか。
1:57:32	16 年分のキモトです。承知いたしました。計算書等の番号と注記等でそちらの方参照できるような記載について検討したいと思います。以上です。
1:57:45	はい。規制庁ヨシザキサトウ。その次のページからの 1.6 の計測範囲の変更のところは何点か質問なんですけども。
1:57:57	まず、19 ページのところ、
1:58:01	1.6. 2-7 のレンジなろうの境界変更のところ、ちょっと言葉がですね経営層やだったらわかるんですけど、チャタリングとカー切断差っていうのは、
1:58:12	ちょっと専門なのかなと思ってて。
1:58:15	その辺の何で米でもいいんですけど、チャタリング発生しない今、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:21	何ていうか本を繰り返してなかなか、何ていうの、接点が、なんていうのをオンしないとかオフしないとかっていうことだと思うんですけど。
1:58:29	切断サーモ設定値に対して何だ、幅幅を言ってるんですけど。
1:58:34	そこの辺の何かわかるような説明を加えていただきたいんですけどよろしいですか。
1:58:43	中国電力の木本です。
1:58:45	チャタリングとあとせつないざーの方は一般的にはなかなか使用しない要望かと思えますのでそちらの方注記等でその単語の意味と、
1:58:56	この富士通の中、補足説明資料の中に記載をすることを検討したいと思います。以上です。
1:59:04	規制庁のヨシツグ、あとは2、
1:59:07	この後変更内容で20ページの21ページで、
1:59:11	ちょっとここはコメントなんですけども、計測範囲が、
1:59:20	05から010になろうが変わったということで5社も変わってるんですけど。
1:59:26	ベントの判断基準だとか準備の基準が、確か数字がありましたけど、その数字に対して、誤差が変わったことによって影響がないのかってというのは、
1:59:39	評価してるんですかね。
1:59:45	はい。中国電力の木本です。実際ベント判断に使っているものについては確認をして問題ないというふうに判断しております。具体的には、21ページの表1-5の方の、
1:59:57	ベント判断基準は酸素濃度のドライが4.4%というところになっておりますけれども、この判断基準を決定するにあたって考慮している誤差が、
2:00:08	酸素濃度の誤差として0.5%。
2:00:13	を考慮しております。実際は酸素濃度の可燃限界5%に対して、0.5%の計測誤差と0.1%の操作上の余裕というところを考慮して、
2:00:27	4.4%のベント判断基準を同斜として設けております。
2:00:31	酸素濃度の誤差としては、0.5%をもともとと見込んでおりますので、今回の変更に伴って、0.25%というところに広がっておりますけれども。
2:00:44	0.5%の内数の中に入って
2:00:47	はございません。
2:00:49	もともと0.5%というところを決定したのが、もう一つの酸素濃度計でありますへり梅木須川、先ほど加古SEの方の誤差。
2:00:59	を踏まえて大きめの誤差でベント判断基準を決定していたというところで今回のレンジ変更は、結果的に全く問題がなかったと。
2:01:09	いうものになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:11	また、ちょっと補足にはなりますけれども、
2:01:14	設計基準の範囲としても誤差が広がるというところの、
2:01:19	影響が監視性であるとか、未、
2:01:23	または事故時の判断基準。
2:01:26	等を、事故時の運転手順等の中で、考慮している誤差に対して問題ないというところも補足的に確認をした上で、今回の計測範囲の問題ないと。
2:01:38	いうふうに判断しております。
2:01:40	またさらに只野プランナーの補足になりますけれども、今回の計測レンジの変更によってですね、結果的にセンコーさんの、トーカイさんと柏崎7号機さんのレンジの設定が同じになると。
2:01:54	いう結果になりましたので、他のプラントさんと比較をしましても、関西という面においてはその状況はないというふうにも考えております。
2:02:03	以上です。
2:02:06	規制庁中間です。今の説明で、ボタが大きくなることなく影響がないってのはわかったんですけど、そのことをちょっと、
2:02:16	書いていただきたいっていうのが一つあって、先ほどもDBの監視の信頼性を損なわないってのは口頭で説明があったんですけども、そちらの方も、
2:02:28	記載いただきたいんですけども、それはよろしいでしょうか。
2:02:35	中国電力の木本です。承知いたしました。誤差の方が影響がないというところの確認した結果について、後続説明資料の方に記載の検討をしたいと思いません。以上です。
2:02:50	はい。規制庁の吉田です。同じようなコメントですけど弁当判断基準だとか準備金の値には、
2:02:59	要は、計測範囲が増えたことによる誤差が、影響してないということを説明いただきたいというのが同じですけどね。
2:03:09	そういうことを踏まえて、
2:03:12	説明いただきたいと思います。半田。
2:03:16	遠藤何か他の0.9に変えた方の、28ページか。
2:03:22	こっちの方は何か。
2:03:24	有効性とかそういったものに影響がないってすごい書いてあるんだけど。
2:03:29	どっちがわーなんかスパンのことしか書いてなくて、
2:03:33	もともとの評価に対して影響があるのかないのかってのはあまり書いてないので、
2:03:38	同じ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:39	その変更に対する評価の結果、エス・エム・エスに対しても、整備に対しても影響がないということ、整理して記載していただきたいとはコメントです。
2:03:53	中国電力の木元です。承知いたしました。有効性評価のベント基準の4.4%というものは結果的に変わらなかったのが今回有効性評価のという説明についてはドライウェル水位の方と、
2:04:07	違いましてこちらの方には記載をしておりますんですけど、その4.4%を決める、背景の部分で継続誤差というところが関係をしてきますので、DBとSAと併せまして計測誤差。
2:04:22	レンジ変更による影響というところについて記載をしの方を検討したいと思います。以上です。
2:04:33	計上実績ですよろしくお願ひします。規制庁ナカムラサトウ
2:04:39	わかってたのでいいんですけど。
2:04:42	割と切り換え設定値等な置台設定値って変更前変更後で、わかってるんですかね。
2:04:56	中国電力の木本です。
2:04:58	変更前の数字というものは実際あるんですけどもちょっと景気の細かい設定のところになりますので、各マッチング等というか、
2:05:09	の影響がどうかというところがありますのでちょっと具体的な数字についてはちょっと控えさせていただきますけれども、変更前については当然あります。
2:05:20	変更後の数字につきましては、現在上演中を並行してなるべくそこに近いところで、設定値を決めようというところで、
2:05:30	メーカーの方と調整をしている状況ですのでまだ具体的な数値は、現時点では決めていないという状態になっております。
2:05:38	以上です。
2:05:53	規制庁仲村です。現状わかりました。ラウレンジ、設定変更前のものが上がってることでね。
2:06:04	実際にどう変わったのかってのが、この切り換えてチームリーダーがわかりやすくなるかなと思いますので。
2:06:12	松木武藤あると思いますけれども、記載できれば記載していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
2:06:28	中国電力の木本です。
2:06:30	現在のなろう。なおレンジの切り換え設定値等について記載の方、メーカーの方にも確認をしまして、検討したいと思います。変更後の部分につきましてはまだ未決というところがありますので、
2:06:44	記載はできませんけれども、今回の上限引き上げに伴って計測。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:50	がもともと危惧していたならオレンジで継続できない可能性というところが排除できたというところがわかるような、ちょっと定性的というか今後の
2:07:01	数値となりますので何々以下とかというような書き方になるかもしれません
2:07:05	が記載のほうも検討したいと思います。
2:07:08	以上です。
2:07:10	規制庁中田です。よろしくお祈いしますおそらく、イコールじゃなくて大小、より大きい、小さいっていう方だと思えますけれども、わかればと思えますんでよろしくお祈いします。
2:07:24	中部電力の木本です。承知いたしました。
2:07:28	規制庁の吉瀬です。ちょっと記載の日本語で少し確認なんですけど、28 ページの、何だろう。
2:07:38	なるほどこの切り換えのところの説明で、
2:07:41	1234
2:07:44	行目かな、ナロー切り換え設定値は酸素 4.4 水素 4.0。
2:07:51	未満に設定できるってのは、
2:07:55	これは未満でいいですか。異常じゃなくていいか。
2:07:59	未満でいいですか。何か。
2:08:01	上げ方法妥当なんだ、未満だと先に切り替わってしまうけども、
2:08:09	2 番っていうのは、
2:08:11	何だ、上がった後に下がってくるところを言ってるんですかね、少し。
2:08:17	どっちのこと言ってるかわからないんですけど説明してください。
2:08:26	はい。中国電力の木本です。図 1-12 の方を使ってご説明させていただきま すけれども。
2:08:35	ナロー切換設定値に関しましては、直接的に影響するのは、1 回上がって、
2:08:44	下がってきたタイミングでどこになろうに変わるかと。
2:08:50	いうところが影響する範囲となっていくます。
2:08:55	ですので、早く等に切り替えるためには、酸素濃度 4.4%水素濃度 4%よりも 上になる設定値を、
2:09:05	設定しなければならないと。
2:09:08	いうところになりますので未満ではなくて、以上の方が正しいかと思えますの で、ちょっと記載のほうをちょっと。
2:09:16	検討しまして適切に修正したいと思います。以上です。
2:09:25	規制庁吉井です。やっぱりそれでいいですなんか未満でいいんだっけなと思っ て少し確認しただけなんですけども。
2:09:33	もう少し

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:35	出した側にですね上がですねその切り換え、要はなろうから割り出してワイドから等に切り替える方でいうと、
2:09:45	未評価。
2:09:48	少し
2:09:50	冷静になって、今回、記載については検討していただいた上で、変更が必要であれば、変更してください。以上です。
2:10:02	中部電力の木本です。承知いたしました。内容の方精査しまして必要に応じてへん、必要だと思いますが以上の方に、修正のご意見としまして、次回、反映したいと思います。以上です。
2:10:22	規制庁の吉崎です。あとですね、HII社、32ページのところで、説明でも言っていたんですけど電源の記載がないって言ったんで、ちょっと。
2:10:35	私も電源ケーブルとかホースとかってやって、
2:10:39	ここの33ページのポンチ絵にその電源ケーブル等、ホースがどこなのか、ほう素多分この第1ベントフィルタ出口配管から、
2:10:48	このユニットの間なのかなと思うけども、電源ケーブルってのが、
2:10:53	多分記載がないの電源車かGTGかわかんないんですけど、そこからもらうっていうことを明確に記載していただきたいんですけども、可能でしょうか。
2:11:10	中国電力の木本です。
2:11:13	ただいまのご質問についてまず法制については接続法のところにつなぐホースというご理解で問題ありません。電源の方は現在図上です。ねどのように記載するかというところちょっと難しいところもありまして、
2:11:26	現在記載を省略させていただいておりますけれども、どこの5000円からもらうかとかっていうようなところがわかるような記載というところでちょっと記載のほう、図の中にどのように表現するかというところも含めて、
2:11:39	検討の上反映の方をしていきたいと思えます。以上です。
2:11:44	規制庁吉崎です。お願いします。それからですねちょっと説明はなかったところで37ページのところ。
2:11:52	現状水の大気の概要ってところで、ちょっとこれも
2:12:00	直接ではないんですけども、通常運転時の水位、
2:12:04	ここの、確か、ノーマルウォーターカラー、80センチぐらいだと思ったんですけど。
2:12:11	そこを記載していただくことは可能でしょうか。
2:12:23	中部電力の木本です。ちょっと具体的に何センチから7センチというところで、お手元に資料、申し訳ございませんが準備しておりません。今、回答できませんけれども通常運転範囲の推移についてこの図中に記載すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:36	ということで承知をいたしましたので記載の保険としたいと思います。以上です。
2:12:43	はい。
2:12:44	規制庁吉崎ですよろしく申し上げます。
2:12:46	少々がたい。
2:12:51	規制庁の方ですいません比較表に戻るんですけど先ほどの通社の、
2:12:57	出口水素濃度の
2:13:01	一つで補正からの適正化で、
2:13:08	保管場所取り付け箇所で何か他の場所を明示した図面っていう形にして、
2:13:13	何か反応で保管場所を変えたっていうふうに記載があったんですけども。
2:13:20	先行だと、常設で取引場所なってるんで、ただ嶋の場合は可搬で、
2:13:27	持って行って取り付けるので、保管場所区取付け箇所を明示した図面もつけていただくっていうのは可能でしょうか。
2:13:40	中国電力の木本です。
2:13:43	ただいまのご質問につきましてまず現状取り付け箇所にして、保管場所の方にしているのは、まず、
2:13:51	当初 107 ページの方に可搬型計測器。
2:13:55	の方を記載しておりますけれども、テスターのようなものですね、あちらの方が、仙石柏崎さんも含めましては、保管場所の記載だけだったというところで可搬。
2:14:08	のものについては保管場所のみとしてベントフィルタの出口水素濃度もその記載に倣って保管場所を鍛えていたと、というような状況になっております。
2:14:19	取付箇所の表示、図示につきましても問題ありませんので、設置許可等でもお示ししておるものになりますのでそちらの方取付会社の方も、
2:14:31	こちらのA系たベントの出口水素濃度系について記載の方を検討したいと思います。以上です。
2:14:49	規制庁中間です。可搬型計器にならってと言われたんですけど可搬型計器については、
2:14:58	実際に持って行く場所っていうのが、記名でないので保管場所ってなってると思うんですけど。
2:15:05	物質濃度についてはもう取り付ける場所が決まってるので、変えてもいいかなと思うんです。そこは、
2:15:15	疑ってでしょうか。
2:15:22	中国電力の木本です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:25	ただいまのブメントですけれども、フィルタベントの出口水素濃度系について保管場所と取付箇所と両方を図示するというリクエストだと、こちら認識しておりますのでそれについては資料の方に反映をすることで、
2:15:41	検討したいと思っております。
2:15:44	以上です。
2:15:55	規制庁ナカムラよろしくお願ひします。ちょっと4時からすいません中国電力さんと面談がありますので、
2:16:05	定数以上にさせていただいてまた次回以降でちょっと追加の残件とか、残ったものをプラスでやりたい、後半もやりたいと思いますけどもよろしいでしょうか。
2:16:22	中部電力の高取でございます。それで結構でございます。よろしくお願ひします。
2:16:27	規制庁の義崎です補足で1件だけ追加で確認なんですけど。
2:16:32	46ページの、
2:16:39	圧力及びサブチャンの圧力Saによる水位の推定手段の、
2:16:45	マスキングのところの、
2:16:48	圧力の差圧ですね。
2:16:51	ここの根拠って何かっていうのを説明して欲しいんですけども、どっか記載があったらその記載の場所だけ教えてもらえばいいんですけど、なければ何かここに※打って、下を書くとか。
2:17:04	していただきたいんですけども、これはもちろん、次回の説明でもいいんですけども。
2:17:10	よろしくお願ひします。
2:17:15	はい。中国電力の木戸です。こちらのマスキング分の根拠の部分について現在、資料中でその内容について記載している部分等はございませんので、次回、
2:17:28	までのところで、記載内容について検討の上資料の方を反映していただきたいいきたいと思ひます。以上です。
2:17:38	規制庁ヨシザキです。お願ひします。それでは、ちょっと磯議員になります規制庁中です。
2:17:44	コメントの確認だけ最後にやりたいと思ひますが、
2:17:49	よろしいでしょうか。
2:17:51	中国電力の高取でございます。ただいま準備いたしますしばらくお待ちください。
2:19:33	中国電力河口です。今画面共有でコメントリストの方を用意させていただいてるんですが、そちらの方で確認できますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:43	規制庁の笠井確認できます。
2:19:48	はい、中国電力久慈です。ではちょっとコメントの確認をさせていただきます。
2:19:52	ではまず、一番から
2:19:55	比較表の 20 ページで、
2:19:57	こちら、備考の記載については適正化、比較対象の明確化を検討すること。
2:20:03	2 番目が、
2:20:06	と比較の 25 ページになるんですが、
2:20:09	RFSの、
2:20:12	6-1-5-3 の補足説明資料にて、RFSの信号の取り出し方について説明すること。
2:20:18	次が、比較の 80 ページになりますが、
2:20:21	備考に対象パラメータの考え方、基本設計方針に記載しているなど、
2:20:26	わかるように、記載の適正化を検討すること。
2:20:30	で、4 番目比較の 4 ページですか。
2:20:33	先行との相違理由について、記載の適正化を検討すること。
2:20:37	比較の 42 本中に 43 ページ。
2:20:42	許可時からの設備構成の変更について、補足説明資料で説明すること。
2:20:50	6 番目ですが、補足の 16 ページ。
2:20:53	詳細評価をどこで説明してるかわかるように記載を適正化すること。
2:20:59	7 番目節の 19 ページ。
2:21:02	チャタリング切断さんの説明を追加するなど、記載の適正化を検討すること。
2:21:08	20 次補欠の 2 ページ。
2:21:10	継続臨時が変わったことによるベント判断基準に影響がないことを説明すること。
2:21:16	同じく御説明 20 ページ。
2:21:19	変更前後のワイド切り換え設計費の、
2:21:22	だろウ切換設定値の記載を検討すること。
2:21:26	続きまして同じく 20 ページ。
2:21:29	だろウ切換設定値の記載、括弧、何を見ますと 1 について、真木適正化を検討すること。
2:21:36	お説の 38 ページ。
2:21:38	包摂コースや電源系について記載の適正化を検討すること。
2:21:45	鉄の 33 ページ。
2:21:47	原子炉水系の話ですが、ノーマルウオーターから -1 を記載することを検討すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:53	企画の 115 ページになりまして、
2:21:56	第 1 ベントフィルタ出口水素濃度の取付場所の明示を検討すること。
2:22:01	最後になりますが、本日の 46 ページで、
2:22:04	パッキングの根拠の記載を検討すること。
2:22:08	ちょっとコメントとしては以上となりますが、
2:22:10	よろしかったでしょうか。中国電力、福間でございますコメントNo.の 11 と 12 を節の 38 ページの 33 ページですと、提示番号が逆になっておりますのでここは修正させていただきます。
2:22:23	以上です。
2:22:28	規制庁仲村です。
2:22:30	継続臨時が変わったことにベント判断基準に影響ないことを説明することなんですけど、ベントの判断基準をするメインになるところだと思うので、それはそうなんですけど。
2:22:43	他にも
2:22:45	根本的には誤差が大きくなったことによる悪影響がないかっていう。
2:22:50	鑑定を補足で説明をお願いしたいということと、
2:22:55	すべてのDBそれも誤差の話になるんですけど、そのDBでの監視の時にも悪影響がないっていうのを、ここに説明してくださいっていうことですので、
2:23:06	そこはよろしくお願いします。
2:23:11	中国電力阿久津です。
2:23:13	ちょっとコメントリストそのようにわかるようにちょっと記載を修正いたします。
2:23:16	以上です。
2:23:20	はい。それではこちらとしては先ほど言った古藤以外は大丈夫ですので、特に中国電力から何もなければ、これでヒアリング終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。
2:23:36	中国電力の高取でございます。確認ですけども次回の進め方は、だから本日の説明内容の追加の質問をまずいただいてから、次の説明に移るという形でよろしいでしょうか。
2:23:50	規制庁の話そうですねはい。それで大丈夫です。
2:23:56	中国電力の高取でございます。了解いたしました。こちらから特にございません。以上です。
2:24:02	はい規制庁ナカムラそれでは今回ヒアリング終了したいと思いますありがとうございますありがとうございました。
2:24:07	ありました。
2:24:08	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。